

摂津市障害者施策に関する 長期行動計画(第3次) 後期計画

平成24年(2012年)3月

摂津市

発刊にあたって

本市では、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員として生活し、活動する社会をつくる「ノーマライゼーション」と、すべてのライフステージにおいて、自立性・主体性を重んじた生き方を獲得するという理念の実現に向け、平成9年3月に「摂津市障害者施策に関する新長期行動計画」を策定し、その推進に努めてまいりました。

以降、経済情勢の悪化や急激な高齢化に伴うニーズの変化、また、平成15年度からの支援費制度への移行など、障害のある方や障害者施策を取り巻く状況は大きく変容を遂げました。このような状況を踏まえ、平成18年3月には、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を理念とした「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定いたしました。同計画には、障害のある方にまちづくりに参画していただきたいという思いが込められており、障害のある方々自身の不断の努力や市民の皆さまのご理解・ご協力などにより、障害者施策の推進について各分野において一定の成果を収めてまいりました。

近年においても、障害者基本法や障害者自立支援法の改正、障害者虐待防止法の制定など、障害福祉に関わる制度は今なお変化を続けていますが、今回「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）後期計画」を策定するにあたっては、障害者の自立性・自主性を尊重した施策の推進がこれまで以上に求められていることから、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」という基本理念を継承しています。

今後この計画に基づき、障害者施策を推進することとあわせて、まちづくりの大きなテーマであります「人間基礎教育」を徹底し、元気あふれるまち・せつつを実現していきます。市民の皆さまには、より一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「摂津市障害者施策推進協議会」および「摂津市障害者地域自立支援協議会」の委員の皆さま、団体・市民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

摂津市長 森山 一正

摂津市民憲章

わたしたち、淀川のゆたかな流れのほとりに住む摂津市民は、これまでにきずかれてきた伝統と文化を生かし、力を合わせて、しあわせのあふれるまちをつくるために、この市民憲章をさだめます。

- みんなでつくろう ゆたかで平和な すみよいまちを
- みんなできずこう きまりをまもる あかるいまちを
- みんなでそだてよう 花とみどりの きれいなまちを
- みんなでめざそう 老人と子どもをいたわる えがおのまちを
- みんなでのばそう かおりの高い 文化のまちを

(昭和 46 年 11 月 1 日制定)

【 目 次 】

第1部 基本的な考え方.....	1
1. 計画の中間見直しにあたって	3
2. 計画の理念	4
3. 計画の性格	4
(1) 障害者施策の総合的な展開	4
(2) 他の計画との整合性	5
(3) 近年の国の動向（平成18年4月以降）との整合性	6
(4) 計画の対象	8
4. 計画の期間	9
5. 計画策定の体制	9
(1) 障害のある人、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握	9
(2) 摂津市障害者施策推進協議会・障害者地域自立支援協議会による計画策定の検討 ..	9
(3) 庁内での検討・協議	10
(4) パブリックコメントの実施	10
6. 計画の施策体系	11
第2部 障害のある人の現状と施策の進捗状況.....	13
1. 障害のある人の状況	15
2. 施策の進捗状況と課題	20
(1) 生活環境の整備改善	20
(2) 雇用・就労の充実	24
(3) 保健・医療の充実	28
(4) 療育・教育の充実	31
(5) 福祉サービスの充実	38
(6) 地域福祉の促進	42
3. 計画の基本目標	44
4. 計画の重点課題	45
第3部 施策の行動目標.....	47
1. 生活環境の整備改善	49
(1) 移動と施設利用の利便性の向上のために	49
(2) 情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために	51
(3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために	51

2. 雇用・就労の充実	53
(1) 障害のある人の雇用の拡大のために	53
(2) 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために	54
新　(3) 職場における定着支援のために	55
(4) 日中活動の場の充実のために	56
3. 保健・医療の充実	57
(1) 保健サービスの充実のために	57
(2) 医療サービスの充実のために	58
(3) 地域リハビリテーションの充実のために	59
4. 療育・教育の充実	60
(1) 療育・幼児教育の充実のために	60
(2) 学校教育の充実のために	62
(3) 生涯学習教育の充実のために	64
(4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために	65
5. 生活支援の充実	66
(1) 相談支援機能の充実のために	66
(2) 地域生活の支援策の充実のために	68
(3) 障害のある児童の地域生活の支援のために	72
新　(4) 地域生活への移行のために	73
(5) サービス提供体制の充実のために	73
6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進	75
(1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために	75
(2) 交流の促進のために	76
(3) 地域福祉活動の推進のために	76
新　(4) 障害者虐待の防止のために	77
(5) 権利擁護施策の推進のために	78
(6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために	79
 資料	
1. 計画策定の経緯	81
2. 摂津市障害者施策推進協議会	83
3. 摂津市障害者地域自立支援協議会	84
4. 障害者関連団体ヒアリング調査の結果概要	87
5. 障害者施策に関するアンケート調査の結果概要	92

[※ 新たに始まる事業や再編した施策の名称へ「新」を付けています。]

第1部 基本的な考え方

1. 計画の中間見直しにあたって

本市では、「措置制度」から「支援費制度」への改革や「障害者自立支援法」の施行など障害者福祉の大きな転換期の中で、平成18年3月には「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」を策定しました。この「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」においては「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」をめざして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

今回、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」の中間見直しを行うまでの6年には、「障害者自立支援法」に基づいて平成19年3月に「第1期摂津市障害福祉計画」を策定し障害福祉サービス等の確保に努めてきました。その後、平成21年3月には必要な見直しを加えて「第2期摂津市障害福祉計画」を策定しました。さらに、「第4次摂津市総合計画」（平成23年2月策定）において、基本計画の施策に「障害のある人の自立生活が可能なまちにします」と掲げ、引き続き障害のある人の自立を支援する取り組みを充実してきました。

このような取り組みの結果、これまでの通所施設を中心とした施設整備やサービス利用だけではなく、摂津市障害者総合相談支援センターの創設や訪問系サービスの利用の円滑化、グループホーム等の新たな開設など、地域生活を支えるサービスに広がりが出てきました。

また、障害のある児童の支援をスムーズに行うために府内組織を変革し、保健、福祉、教育の連携の強化にも努めてきました。

一方、国においては、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）」の批准に伴う必要な国内法の整備や「障害者自立支援法」の応益負担などの課題への対応を始めとする我が国の障害者制度の議論を重ねています。同本部では当面5年間を障害のある人の制度に関わる改革の集中期間と位置づけ、制度改革の対象としては「障害者基本法」の改正や「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」の制定など、幅広い内容にわたっており、障害者施策は再び大きな転換期に差し掛かっています。

また、これまで進めてきた「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」をより実現するためには、本市の特徴でもある市を中心とした支援だけではなく、障害のある人が権利の主体であることを市民全体が理解し、地域のあらゆる場の中で市民による合理的な配慮が広がるように引き続き障害者施策を推進していく必要があります。

本市においては、このような国や本市の状況を十分に踏まえ、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」の中間見直しを行い、後期計画を策定することとしました。

2. 計画の理念

この計画は、障害のある市民が「権利の主体」として社会の一員として生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の考え方とすべてのライフステージにおいて主体性、自主性、自由という人として当たり前の生き方の回復、獲得をめざす「リハビリテーション」の考え方を基本的な理念とします。

そして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らすとともに、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合い、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができるように支援する共生のまちづくりをめざします。

特にこれからまちづくりとして、活動や生き方の制限の原因を障害の存在に求めるのではなく、地域や職場、学校などでの日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の必要性に求ることを市民全体が理解し、変革に向けて行動することを目標とします。

【 基本理念の継承 】

『誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり』

3. 計画の性格

(1) 障害者施策の総合的な展開

本計画は、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第11条の3に定める障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画であり、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画です。

また、この計画は市行政のみならず、関係機関、企業、民間事業者や地域社会、市民が行う障害者福祉にかかる取り組みの指針となるものです。

障害者基本法（最終改正：平成二十三年八月五日法律第九〇号）から抜粋

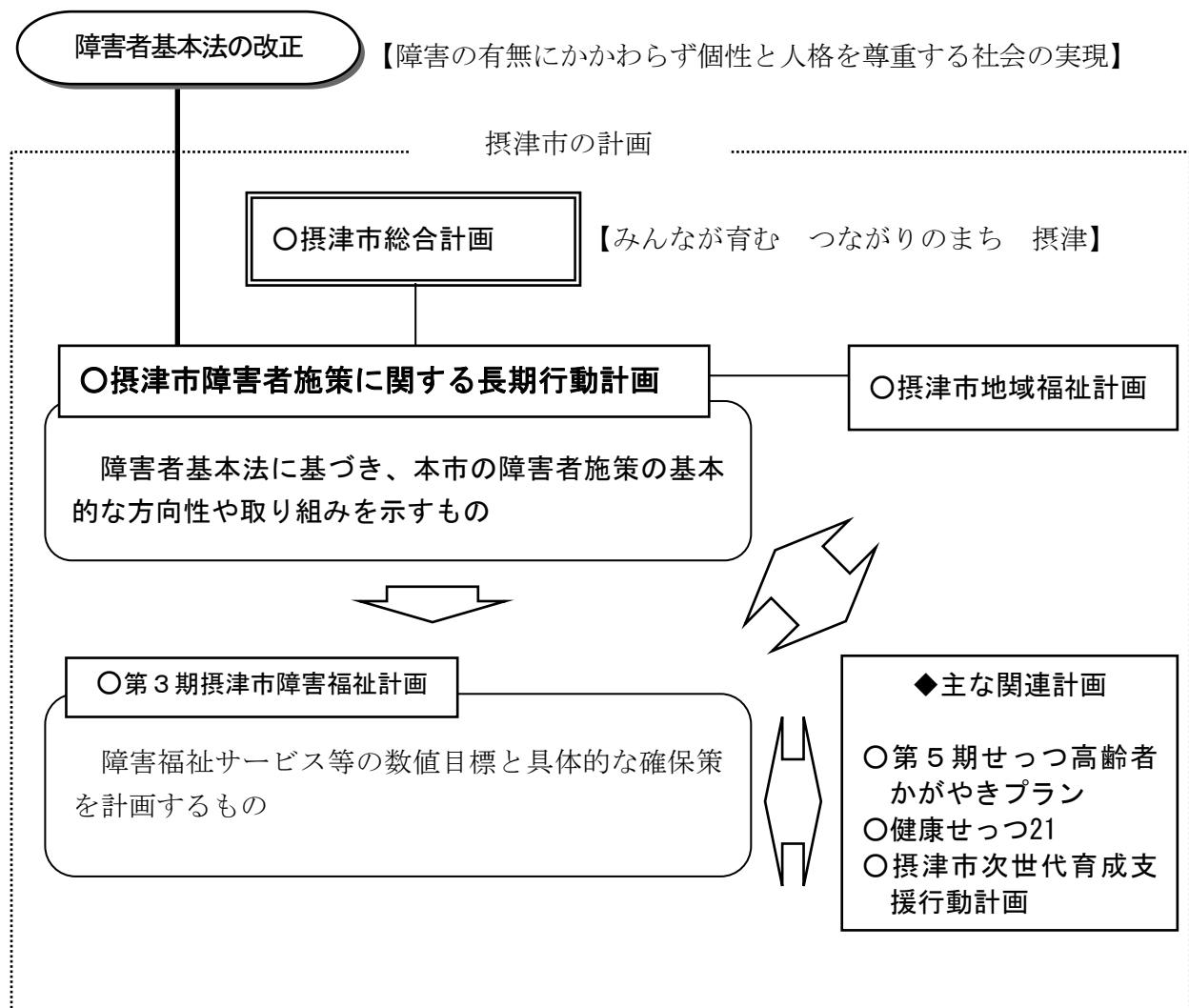
第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等をふまえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 他の計画との整合性

この計画に基づく事業の実施に当たっては「摂津市総合計画」や「摂津市地域福祉計画」「せっつ高齢者かがやきプラン」「健康せっつ21」「摂津市次世代育成支援行動計画」など関係計画に基づく事業との整合性や連携を図りつつ、積極的かつ継続的に事業を展開していきます。

なお、本計画を上位計画とする障害福祉計画では数値目標から障害福祉サービス等の具体的な確保策を計画します。



(3) 近年の国の動向（平成 18 年 4 月以降）との整合性

① 障害者制度等の改革に向けた動き

障害者基本法や障害者自立支援法の改正に向けた動き

◇署名済みの障害者権利条約の考え方に基づく障害者制度全体の抜本改革、障がい者制度改革推進会議での障害者基本法改正等の議論

- ・個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築
- ・障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認など

◇障害者自立支援法の改正、整備法の施行

　　真の自立支援につながらない、サービス利用に制約が伴うなど、現実には自己決定の尊重、自立支援と乖離した問題が含まれていた。

　　→問題点の見直し・改正→障害福祉サービス等の提供方策等の変更

● 「障害者権利条約」の採択・署名（平成 19 年 9 月署名）

　　障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が、平成 18 年 12 月に国連総会本会議で採択され、平成 20 年 5 月に発効されました。日本は平成 19 年 9 月にこの条約に署名はしましたが、まだ批准はしておらず、関連する国内法の整備が検討されています。

● 「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月公布・施行（一部を除く））

　　平成 23 年 7 月には、障害者の定義の見直し、地域社会における共生、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止などを盛り込んだ「障害者基本法」の改正が成立しました。

◆ 目的規定の見直し（第 1 条関係）

　　すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとりすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

● 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」）（平成 22 年 12 月公布、平成 22 年 12 月から平成 24 年 4 月施行）

◆ 「障害者自立支援法」の一部改正、「児童福祉法」の一部改正

　　利用者負担の見直し、発達障害を「障害者自立支援法」の対象とすることの明確化、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設など障害児支援の強化、同行援護の創設など地域での自立生活のための支援の充実などが図されることになります。

障害のある児童を対象とした福祉施設や福祉サービスは、「児童福祉法」に根拠規定が一本化されました。このため平成24年4月1日から障害のある児童を対象とした福祉施設や福祉サービスの体系が順次変わることとなります。

● 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）（平成23年6月公布）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。平成24年10月1日から施行される予定です。

② 国の重点施策実施5か年計画（計画期間：平成20年度から平成24年度まで）

自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に真に寄与するようとするため、国は、以下の4点に重点を置いて施策展開を図ることとしています。

- ・地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などの障害特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた、切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと
- ・障害者の地域における自立や社会参加にかかる障壁を除くため、誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や、IT（情報通信技術）の活用などによる障害者への情報提供の充実等を図ること
- ・「障害者自立支援法」の抜本的な見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと
- ・「障害者権利条約」の可能な限り早期の締結をめざして、必要な国内法令の整備を図ること

③ 関連法令等の改正

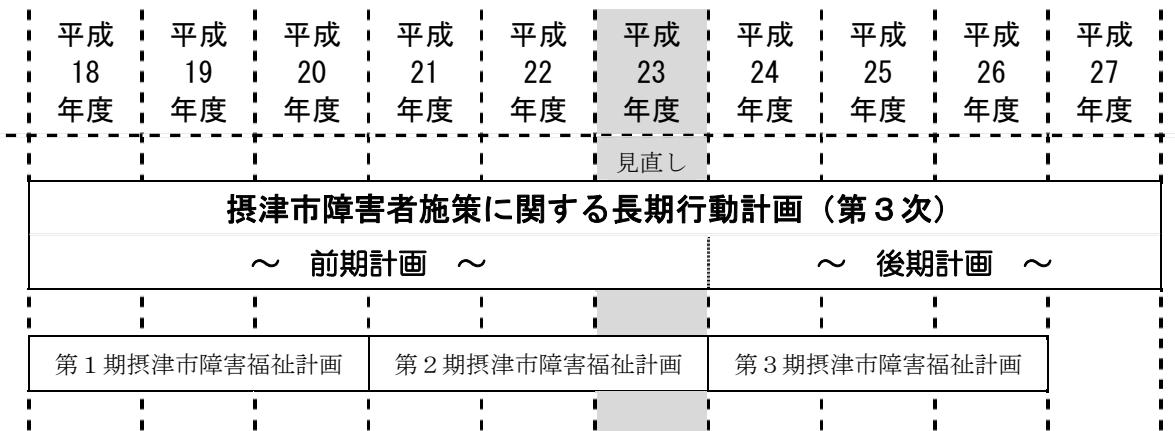
- 平成 18 年 12 月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行
障害のある人等を取り巻く日常生活空間の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。
- 平成 18 年 12 月「改正教育基本法」の施行、平成 19 年 4 月「改正学校教育法」の施行
障害のある児童生徒等の一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に対応するために特別支援学校の制度に転換することとなりました。また、新たに学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの児童生徒も通級による指導の対象に位置づけられました。
障害のある児童生徒等について「教育の機会均等」が新たに明記されました。
- 平成 18 年 4 月、平成 21 年 4 月「改正障害者雇用促進法」の施行
精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携、中小企業における障害者雇用の一層の促進などが図られました。

（4）計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第 2 条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人とします。

4. 計画の期間

本計画は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を計画期間としています。障害者制度改革に関して国において議論が重ねられている中で平成 23 年度に計画の中間見直しを実施することとしました。



5. 計画策定の体制

（1）障害のある人、障害者福祉関係団体、事業者等の実態・ニーズの把握

日頃の生活実態や就労・学校生活・障害福祉サービス・災害時の支援・保健・医療などへの意向について障害のある人を対象に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画見直しのためのアンケート調査」^①を実施しました。また、当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、施策への意見、サービス提供事業所の今後の整備方針などをヒアリング調査で把握しました。

（2）摂津市障害者施策推進協議会・障害者地域自立支援協議会による計画策定の検討

保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者により構成された「摂津市障害者施策推進協議会」が計画策定委員会を兼任し、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」と「第3期摂津市障害福祉計画」の方向性や具体的な取り組みの検討を行いました。また、相談支援体制やサービス提供体制の強化をめざす摂津市障害者地域自立支援協議会においては「第3期摂津市障害福祉計画」の検討を行いました。

^① 以降「障害者施策に関するアンケート調査」と表します。障害者施策に関するアンケート調査では 18 歳以上と 18 歳未満それぞれを対象とした 2 種類のアンケートを実施しています。

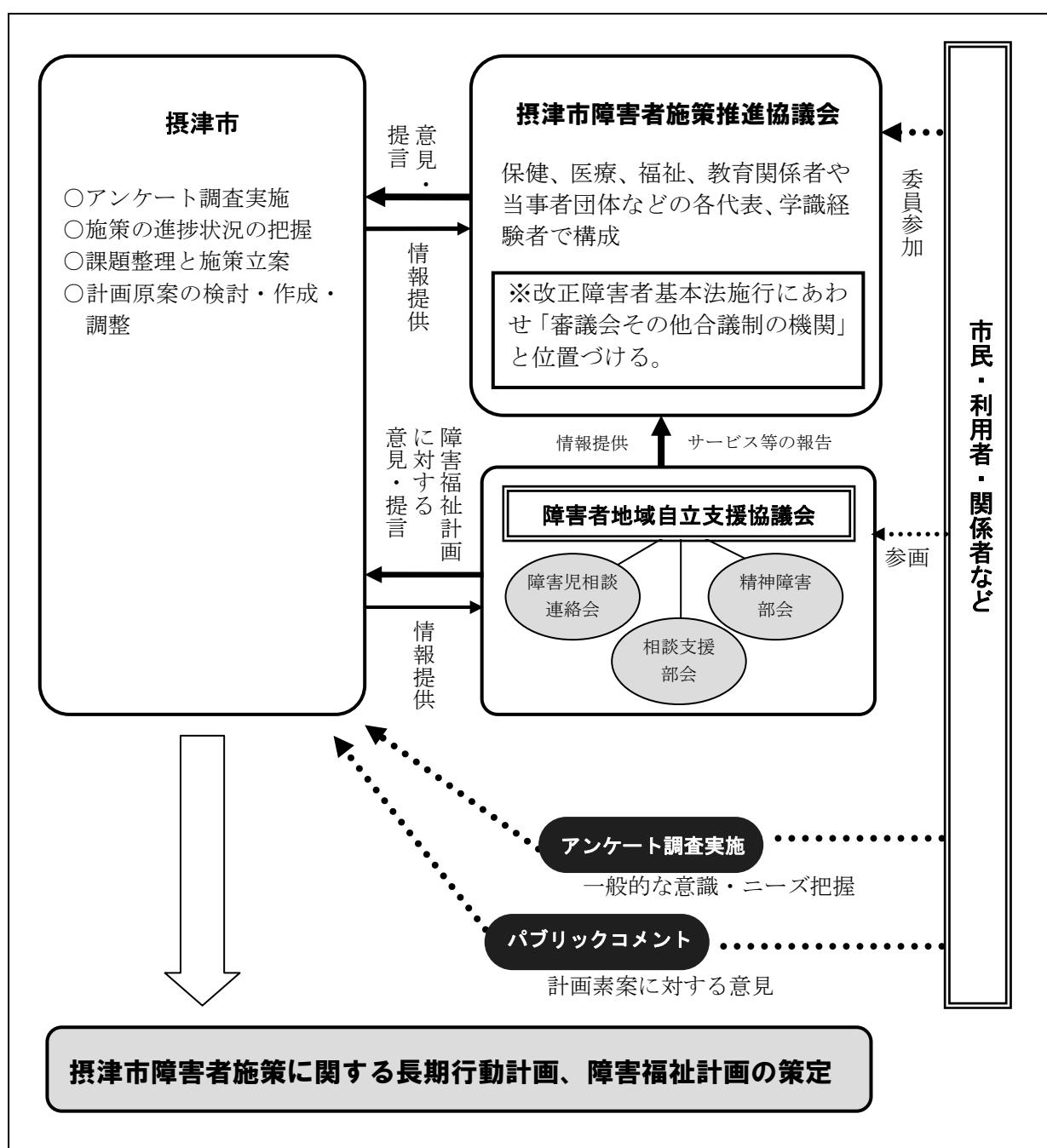
(3) 庁内での検討・協議

障害者施策は、保健・医療・福祉の分野だけにとどまらず、障害のある人のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野の視点から施策を実施していく必要があります。そのため、本計画の各施策に関連する担当部課係との協議・調整を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

市民のみなさまに、計画の内容を精査していただくため、計画案を本市のホームページや市公共機関で公開し、パブリックコメントを実施しました。

【計画の策定体制】



6. 計画の施策体系

施 策 体 系

1. 生活環境の整備改善	(1) 移動と施設利用の利便性の向上のために (2) 情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために (3) より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために
2. 雇用・就労の充実	(1) 障害のある人の雇用の拡大のために (2) 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために (3) 職場における定着支援のために (4) 日中活動の場の充実のために
3. 保健・医療の充実	(1) 保健サービスの充実のために (2) 医療サービスの充実のために (3) 地域リハビリテーションの充実のために
4. 療育・教育の充実	(1) 療育・幼児教育の充実のために (2) 学校教育の充実のために (3) 生涯学習教育の充実のために (4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために
5. 生活支援の充実	(1) 相談支援機能の充実のために (2) 地域生活の支援策の充実のために (3) 障害のある児童の地域生活の支援のために (4) 地域生活への移行のために (5) サービス提供体制の充実のために
6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進	(1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために (2) 交流の促進のために (3) 地域福祉活動の推進のために (4) 障害者虐待の防止のために (5) 権利擁護施策の推進のために (6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

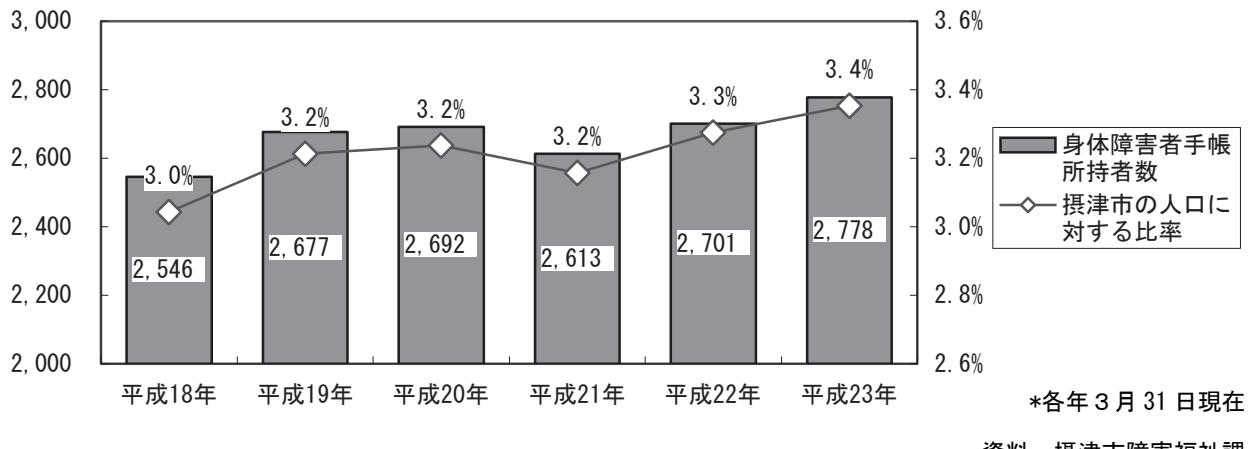
第2部 障害のある人の現状と施策の進捗状況

1. 障害のある人の状況

● 身体障害者手帳所持者数の推移

平成23年の身体障害者手帳所持者数は2,778人で、平成18年の2,546人からおおむね増加傾向にあります。本市の人口に占める身体障害者手帳所持者の比率をみると、平成18年は3.0%でしたが、その後平成21年を除いて年々増加し平成23年には3.4%となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移

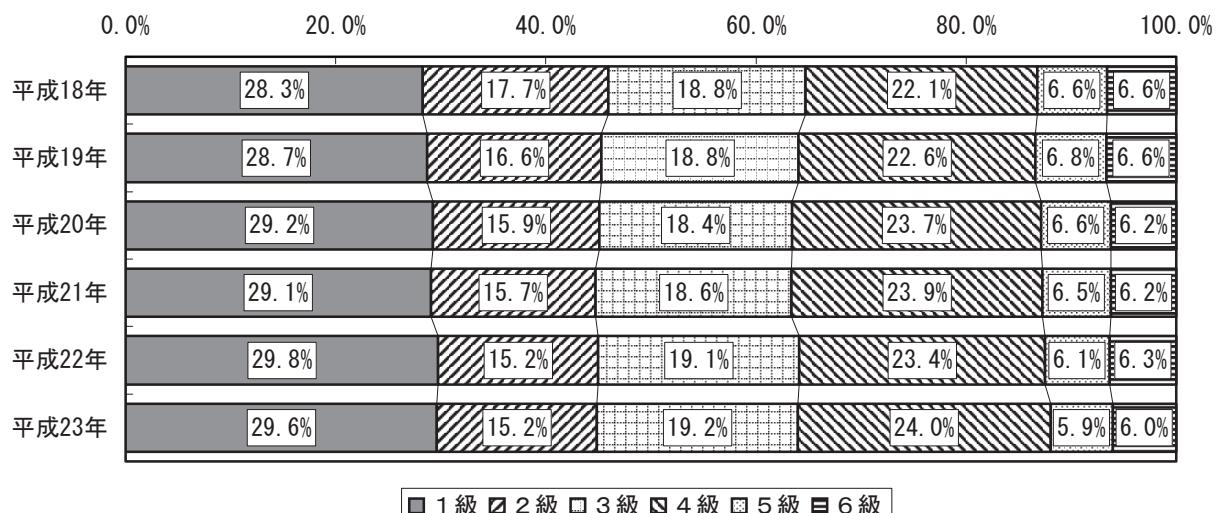


資料：摂津市障害福祉課

● 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、平成18年から平成23年にかけての変化で増加幅が最も大きいのは4級（1.9ポイント増）で、次いで1級（1.3ポイント増）となっています。減少幅が最も大きいのは2級（2.5ポイント減）となっています。

図 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移



*各年3月31日現在

資料：摂津市障害福祉課

● 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、視覚障害のある人は平成 18 年から平成 23 年まで 190～199 人の間で推移しています。

聴覚・平衡障害のある人は平成 21 年に 200 人を割っていますが、それ以外の年度ではおおむね 200 人強で推移しています。

音声・言語障害のある人は平成 18 年から平成 23 年までほぼ変わらず、43～47 人の間で推移しています。

肢体不自由の人は平成 18 年の 1,462 人からおおむね増加傾向にあり、平成 23 年には 1,605 人となっています。

内部障害のある人も平成 18 年の 641 人から平成 23 年には 720 人となっています。

表 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
視覚障害	195	197	196	190	196	199
聴覚・平衡障害	204	218	204	192	203	211
音声・言語障害	44	47	43	46	46	43
肢体不自由	1,462	1,530	1,541	1,500	1,548	1,605
内部障害	641	685	708	685	708	720
合計	2,546	2,677	2,692	2,613	2,701	2,778

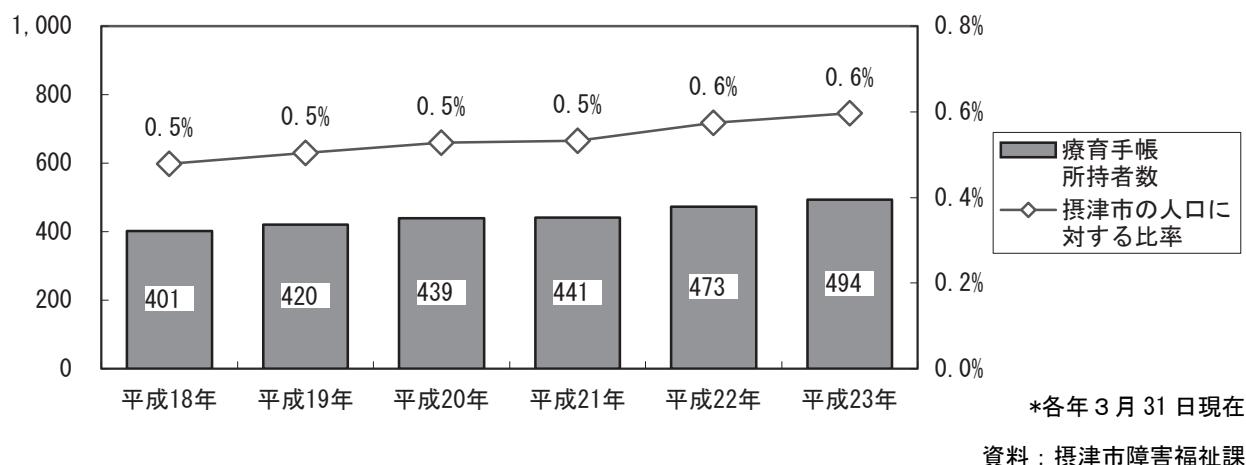
*各年 3 月 31 日現在

資料：摂津市障害福祉課

● 療育手帳所持者数の推移

平成 23 年の療育手帳所持者数は 494 人で、平成 18 年の 401 人から年々増加傾向が続いています。本市の人口に占める療育手帳所持者の比率をみると、平成 23 年は 0.6% で平成 18 年の 0.5% からわずかながら増加傾向にあります。

図 療育手帳所持者数の推移

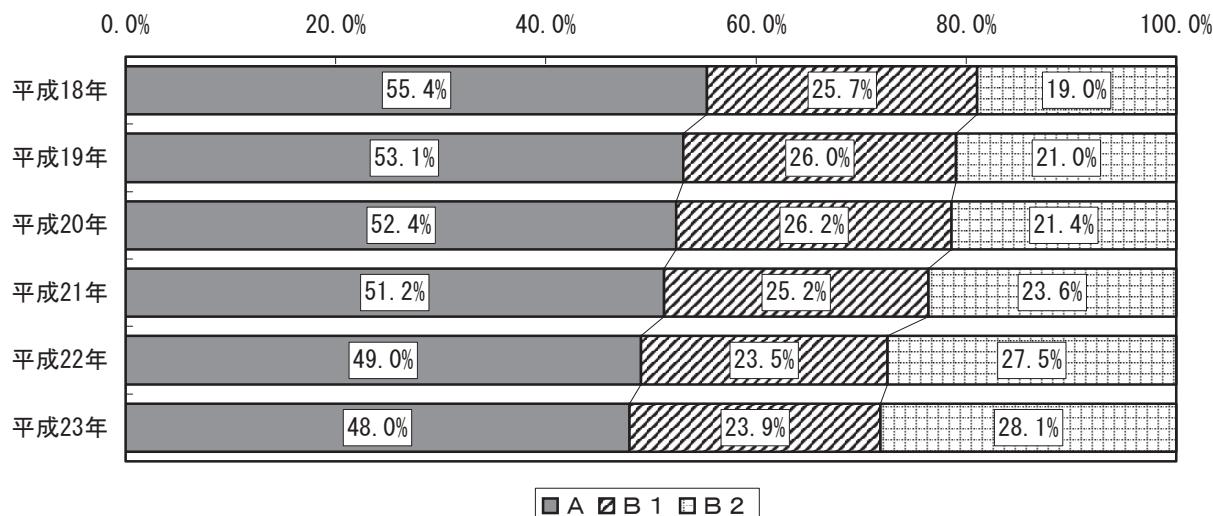


● 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

療育手帳所持者の障害程度別比率の推移をみると、A は平成 18 年には 55.4% を占めていましたが、その後減少傾向になり、平成 23 年には 48.0% となっています。

平成 18 年と平成 23 年までの比率の差をみると、A や B 1 は減少していますが、B 2 は 9.1 ポイント増加しています。

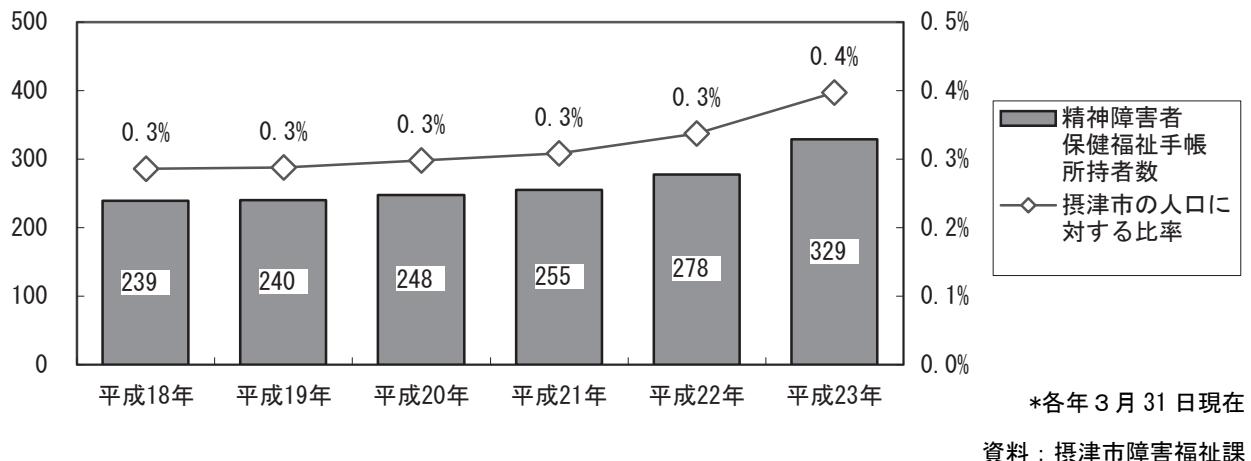
図 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移



● 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 23 年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 329 人で、平成 18 年の 239 人から年々増加傾向が続いている。本市の人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の比率をみると、平成 23 年は 0.4% で平成 18 年の 0.3% からわずかながら増加傾向にあります。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

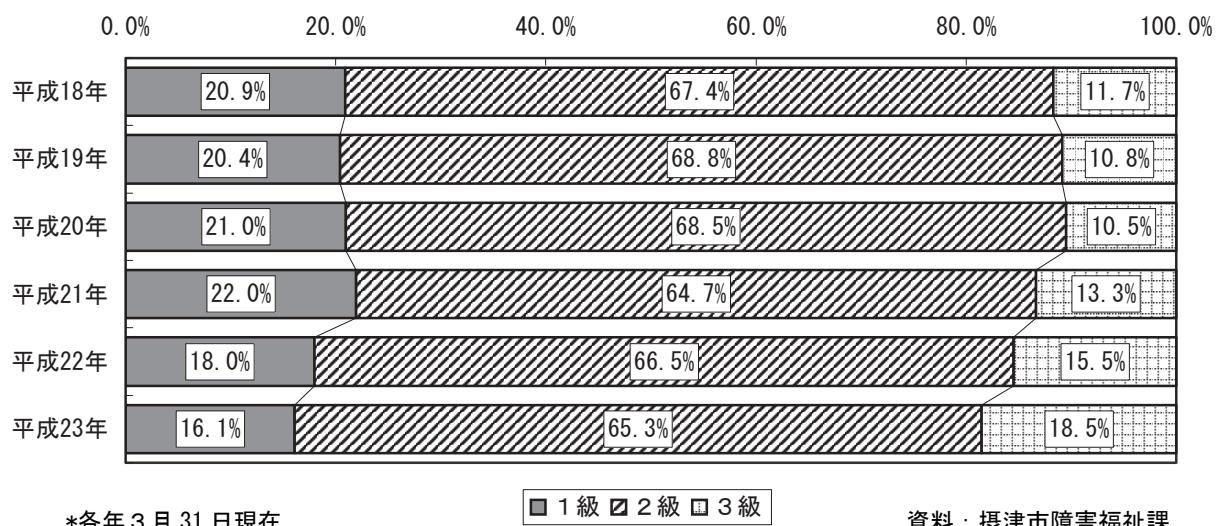


資料：摂津市障害福祉課

● 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別比率の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、2 級はいずれの年度でも最も多く、6 割以上を占めています。1 級は平成 21 年までは増加傾向でしたが、平成 22 年以降の 2 年間で合計 5.9 ポイントと大きく減少しています。また、3 級は平成 20 年までは減少傾向でしたが、平成 21 年以降急激に増加し、平成 23 年には 1 級の比率を上回るほどとなっています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別比率の推移



資料：摂津市障害福祉課

● 障害のある人の年齢別比率

いずれかの手帳所持者について、年齢別に 18 歳以上の比率をみると、身体障害のある人では 65 歳以上が 66.4% を占め、18~64 歳の 33.6% を 32.8 ポイント上回っています。知的障害のある人と精神障害のある人では 65 歳以上より 18~64 歳の比率が高くなっています。

表 障害のある人の年齢別比率

	18~64歳	65歳以上
身体障害者	33.6%	66.4%
知的障害者	96.0%	4.0%
精神障害者	85.8%	14.2%

* 3月31日現在 資料：摂津市障害福祉課

2. 施策の進捗状況と課題

平成18年度から平成22年度までの本市の障害者施策の取り組み状況と各種統計データなどから、本計画の進捗状況と課題を検討しています。

(1) 生活環境の整備改善

① すべての市民にとって「やさしいまちづくり」

◆ 交通バリアフリー基本構想に基づく事業の推進

平成17年3月に策定した「摂津市交通バリアフリー基本構想」で重点整備地区に設定した阪急正雀駅とJR千里丘駅及びその周辺地域については、整備メニューに沿ってバリアフリー化を計画的に進めてきました。市道千里丘南千里丘線の歩道拡幅、歩道段差の解消、市道新在家鳥飼上線の交差点部において、歩道段差の解消ならびに視覚障害者用誘導ブロックの設置を実施しました。「摂津市交通バリアフリー基本構想」に基づき、「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定しています。

また、平成18年12月から施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」では、身体障害のある人だけでなく、障害のあるすべての人が対象に含まれ、バリアフリー化基準に適合するように求める対象施設等を拡大し、駅のない地域でも重点整備地区にできるなど、新たな内容が盛り込まれています。

◆ 公共的施設のバリアフリーの推進

公共的施設のバリアフリー化については、「大阪府福祉のまちづくり条例」や平成20年3月に改定された「バリアフリー化推進要綱」に基づいて進めています。近年では、市役所や「摂津市障害者総合支援センター」においてオストメイト対応トイレを整備しました。

施設のバリアフリー化は徐々に広がりつつありますが、福祉部署が所管していない施設においても計画的に整備を進めるような取り組みが必要となっています。

◆ 駐車・駐輪場の整備の推進

放置自転車の移動保管の実施により、移動保管台数は減少の傾向にあり、今後も違法駐車・迷惑駐車防止啓発とともに継続実施します。

◆ 移動手段の確保と公共交通機関のバリアフリー化

鉄道駅舎のバリアフリー化や阪急、近鉄、京阪の各バス事業者に対する低床バスの導入の要請等を実施しました。

本市においては、市民の日常的な移動手段として路線バスが重要な役割を担っていますが、民間のバス路線網がカバーしきれない地域もあり、このような地域で市民の移動手段をどのように確保していくのかが重要な政策課題となってきたことから、公共施設巡回バス（愛称セッピイ号）の本格運行と市内循環バスの路線の変更を実施しました。

公共施設巡回バスの利用者は運行開始から年々増加傾向にありますが、相対的に利用者数が極めて少なくなっています。また、市内循環バスでは利用者が減少傾向にあります。これらの公的なバスで利用者数が低迷しているのは既存の路線バスとの競合を避けるようにバスルートを設定したことが影響していると考えられます。今後は新設された阪急摂津市駅に関連する整備や周辺道路状況の変化にともない、路線網と機能分担の再編と利便性の向上について、民間事業者との検討を続ける必要性が出てきています。

◆ 外出の際に市民が困ること

障害者施策に関するアンケート調査の結果をみると、外出時に困る事としては「特に困っていることはない」（36.4%）が最も多く、次いで「道路や駅の周辺に段差があり、移動しにくい」（21.0%）、「障害者用駐車スペースを障害がないと思われる人が利用している」（15.4%）、「道路上に不法駐車・駐輪、店の看板などがあり、通りにくい」となっています。

② 誰もが住みやすい住宅の整備

住宅は安心して暮らすために欠くことのできない生活の基盤であり、生涯を通じて豊かな生活を送ることができるよう、居住環境の整備を行うことが重要な課題です。

本市では共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の開設または増設にあたり、補助金を交付し基盤整備の支援を行っており、府営住宅における新たな開設が見られるようになりました。

また、これまで公営住宅の入居要件から外されていた単身の知的障害や精神障害のある人の入居が、平成18年2月から可能となっています。

なお、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」は24時間の相談支援体制等の確立が困難であるなどの理由で実施できていませんが相談支援事業所の自助努力によって入居の際の支援などが展開されています。

表 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の開設・増設

	平成18年度	平成20年度	平成22年度
箇所数	2箇所	1箇所	1箇所
増加定員	5人	2人	1人

資料：摂津市障害福祉課

③ 情報アクセスの整備

◆ 広報や施策情報の充実

視覚障害のある人への情報提供を促進するために点字サービス等に委託して点字広報を作成したり、聴覚障害のある人に対してはカセットテープによる「声の広報」の発行を行ったりしています。

まだ効果的な情報提供方法等が確立されていない状況であり、今後はデイジー図書の普及により、カセットテープからデイジー図書への移行等を検討する必要性が出てきています。

◆ コミュニケーション支援

日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、聴覚・言語機能障害のある人に対する手話奉仕員の派遣等を実施しています。

平成 18 年度から平成 21 年度までは、手話講習会 3 コース（入門：昼・夜、基礎会話：夜）、点字講習会 1 コース（夜）を実施しました。平成 22 年度には、手話講習会を 4 コース（入門：昼・夜、基礎会話：昼・夜）に拡充し、奉仕員の養成に努めました。

今後はさらなる手話奉仕員の増員と要約筆記のニーズ把握や、手話講習会に参加後も継続して学習に取り組めるような工夫が必要になっています。

◆ IT 活用の推進

大阪府 ITステーションとの共催で講習会を実施しました。当初は障害のある人が講習会に参加する機会が少なく、講習会が目新しいということもあり、多くの参加者が得られましたが、近年は年々参加者数が減少し、ITに関する講習会としての役割は一定充足したことかがえます。

平成 18 年度	肢体不自由者を対象とした IT 基礎講習会を実施
平成 19 年度	身体障害のある人を対象とした初級 Word 講習会を実施
平成 20 年度	肢体不自由者・聴覚障害のある人を対象とした基礎講習会を実施

④ より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備

◆ 防犯の視点から

全国的に障害のある人を狙った詐欺や犯罪が明るみに出てきており、当事者が犯罪に巻き込まれているのかが周りも本人も判断がつきにくい場合もあることから、防犯意識の普及・啓発、消費生活に関する啓発などにも力を入れていく必要があります。

また、被害にあった場合の取り組みとしては、本市では権利擁護事業の他にも全国に先駆けて平成 20 年 7 月 1 日から施行した「摂津市犯罪被害者等支援条例」があり、相談をはじめ、総合的な支援との連携が重要となっています。

◆ 防災の視点から

東南海・南海地震を想定して平成 19 年には「地域防災計画」を改訂し、障害のある人等の安全を確保するための対策を推進してきました。しかし、東日本大震災を受けて、避難準備情報等の伝達体制、避難誘導の方法、避難所での生活や福祉・医療などに関して市民の関心が高まる中で、地域で防災について検討していただくとともに、特に、障害のある人を含む災害時要援護者の支援策を行政と地域が連携して構築していく必要があります。

障害者施策に関するアンケート調査の結果をみると、18 歳以上の障害のある人のうち、災害時に自力で避難できない人は療育手帳所持者では 57.3%、身体障害者手帳所持者では 37.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 22.8% となっています。また自力で避難できない人のうち、家族等の介助者の助けがあっても避難ができない人は身体障害者手帳所持者では 43.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 41.4%、療育手帳所持者では 35.4% となっています。さらに、近所に避難を助けてくれそうな人がいないと回答した人は 18 歳以上の障害のある人では 54.3%、18 歳未満の障害のある児童では 47.3% となっており、また一人で避難できないことを 18 歳以上の 68.3%、18 歳未満の 76.4% の人が「知ってほしい」と回答しています。

このようなことから、特に災害時要援護者について関係機関との連携のもと支援策を検討すべき時期を迎えています。

(2) 雇用・就労の充実

① 雇用・就労の促進

◆ 障害のある人の雇用の拡大のために

障害者施策に関するアンケートの結果をみると、仕事をしていない人のうち正規やパートなどの一般的な形態で働きたい人は4割弱を占めています。さらに「旧授産施設や旧作業所など」に通っている人では2割強の人が一般的な形態で働きたいと回答しています。本市では関係機関と連携して就労につなげる支援策の充実に努めてきたものの、個人の特性に応じた働く場が少ないためにやむなく就労できない人が潜在的に存在しており、就職先の確保策の充実が引き続き課題となっています。

「障害者雇用促進法」では民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないとされています。

市役所における雇用の創出としては、平成21年度を除き、毎年身体障害のある人を対象とした採用試験を実施しており、障害のある人の雇用の促進に努めています。近年、市役所では法定雇用率を超える雇用をおおむね確保してはいますが、市が定めた目標雇用率である3%は達成していないため、今後さらに障害のある人の雇用の促進に努めていく必要があります。また、障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善、指定管理者への障害者雇用促進にかかる働きかけが課題となっています。

民間では平成22年に障害者雇用納付金制度の改正があり、納付金制度が適用される事業主が拡大(労働者数が200人を超える300人以下の中小企業事業主を追加)されたこともあり、法定雇用率達成企業の比率は顕著に増加しています。本市では摂津市社会福祉事業団の他にも就労移行支援や就労継続支援の事業所などにおいて、障害のある人の新たな就労先の開拓に取り組んでいます。

このように、市役所においても民間においても障害のある人の雇用が徐々に拡大しています。

現在、全国的に不安定な景況感が漂う状況にあり就職先の開拓が難しくなっています。事業主への支援制度の周知とともに、事業主や職員の障害に対する理解を促すなど、障害のある人の就職先の確保に向けてもう一段の努力と支援を継続していく必要があります。

表 市役所での障害のある人の雇用状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	法定雇用率
市長部局	1.99%	2.23%	1.93%	2.47%	2.10%	2.10%
教育委員会	1.53%	1.61%	1.68%	1.75%	1.83%	2.00%
水道部	5.26%	5.77%	3.85%	6.52%	7.50%	2.10%
市役所合計	2.22%	2.44%	2.13%	2.68%	2.46%	2.10%

* 各年6月1日現在

資料：摂津市人事課

表 障害のある人の雇用状況

	大阪府内		
	実雇用率	未達成企業の比率	法定雇用率 達成企業の比率
平成 16 年	1. 49%	59. 2%	40. 8%
平成 17 年	1. 51%	60. 5%	39. 5%
平成 18 年	1. 53%	59. 5%	40. 5%
平成 19 年	1. 56%	57. 8%	42. 2%
平成 20 年	1. 59%	57. 2%	42. 8%
平成 21 年	1. 60%	57. 1%	42. 9%
平成 22 年	1. 67%	55. 5%	44. 5%

* 各年 6 月 1 日現在

* 実雇用率は常用労働者数に対する障害者数の比率です。

* 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数です。平成 17 年までは身体障害のある人と知的障害のある人だけを対象に算定されていましたが、平成 18 年度から「精神障害者保健福祉手帳」所持者を雇用している場合は算定対象に加えることとなりました。

* 未達成企業の比率とは企業数に対する法定雇用率未達成企業数の比率です。

資料：大阪労働局

◆ 雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために

本市では障害者就業・生活支援センターの機能強化や「市立ひびきはばたき園」の就労移行支援事業への移行など、障害のある人を就労につなげる取り組みを徐々に強化してきました。

障害者就業・生活支援センターとは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行う機関で、本市では摂津市社会福祉事業団が運営しています。平成 22 年 11 月に「摂津市障害者総合支援センター」の機能の一つとして市の中心部に移転し、利用者数の増加が見られます。

表 障害者就業・生活支援センターの利用者数

	実績				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
全体	168 人	227 人	287 人	376 人	503 人
内、摂津市の人	54 人	74 人	43 人	109 人	139 人

資料：摂津市障害福祉課

この他では、摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”」が障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組み、大きな成果をあげてきました。

表 障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”における訓練生の状況

	実績				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
修了者数	20 人	20 人	20 人	18 人	20 人
就職者数	16 人	19 人	14 人	15 人	16 人

資料：摂津市障害福祉課

さらに、市が地域就労支援事業の取り組みとして実施している「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの充実を図ってきました。

◆ 職場における定着支援のために

障害のある人の就労支援は生活・就労面での支援を一体的かつ重層的に行う必要があります。本市では障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所において就職した後の企業等への巡回訪問や余暇支援などを行っています。

また市役所では平成 18 年度に知的障害のある人の非常勤採用を行った際に大阪障害者職業センターからジョブコーチを派遣してもらいきめ細やかな人的支援に配慮しました。

このように職場定着に向けて生活と就労の両面に注意して施策を展開してきましたが、雇用・就労施策は単一のサービスや施設だけで完結するものではなく、生活面・就労面を総合的かつ重層的に支える仕組みの充実が重要となっています。

就労移行を進めていく中で、これまでのように障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所での支援だけでは限界もあることから就職後のケアの対策の充実が必要となっています。

② 日中活動の場の充実

◆ 旧小規模通所授産施設・旧福祉作業所への支援の充実

就労継続支援事業・就労移行支援事業について、市内には精神障害のある人が通う施設がないことから、精神障害のある人への就労支援について検討する必要があります。

福祉施設における月平均工賃はこの数年の間に 10,000 円台を推移するようになったものの、業者の都合や時期、景況感によって仕事量の増減が顕著になってきており、販路拡大や仕事づくり、工賃水準をさらに上昇させる取り組みが必要となっています。

◆ 授産活動活性化のための支援の充実

正雀駅前商店街に出店した障害者の店「陽だまり」は運営が困難となつたため平成 20 年度に休止しましたが、平成 22 年 11 月に開設した「摂津市障害者総合支援センター」内的一部を提供することにより再開しました。現状は機関紙や授産製品の展示のみであり、発展的な取り組みを検討し、有効活用を図りたいと考えています。

(3) 保健・医療の充実

① 保健サービスの充実

◆ 早期発見・母子保健事業の充実のために

妊婦一般健康診査では費用の一部助成の回数を拡大し、安心して妊娠・出産ができるよう支援の充実を図ってきました。また、乳幼児健康診査の未受診者には再案内や家庭訪問を行い全数把握に努めています。さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までに全戸訪問を実施し、産後の体調や育児の不安などの相談や指導が早期にできるようになり、母子保健事業（訪問指導）がさらに充実しました。

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育支援へつながるように関係機関の連携を図っています。

表 健康診査の実施状況

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
妊婦一般 健康診査	受診者数	873人	835人	875人	864人	781人
	受診率	92.6%	95.0%	97.5%	94.3%	94.3%
乳児一般 健康診査	受診者数	767人	728人	672人	725人	658人
	受診率	85.9%	83.1%	81.7%	85.8%	78.7%
4か月児 健康診査	受診者数	882人	876人	781人	823人	837人
	受診率	98.3%	98.3%	97.5%	98.6%	97.0%
	要フォロー率	27.2%	27.4%	27.8%	40.2%	41.5%
乳児後期 健康診査	受診者数	738人	761人	668人	668人	680人
	受診率	82.7%	88.7%	76.6%	85.9%	84.4%
1歳6か月児 健康診査	受診者数	854人	828人	833人	722人	760人
	受診率	95.1%	95.1%	96.1%	94.6%	96.4%
	要フォロー率	41.5%	56.6%	47.4%	53.7%	61.8%
3歳6か月児 健康診査	受診者数	581人	646人	678人	667人	681人
	受診率	70.3%	75.9%	79.4%	81.2%	83.5%
	要フォロー率	20.7%	31.7%	27.4%	30.5%	35.2%

資料：摂津市保健福祉課

表 こんにちは赤ちゃん事業

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問割合	83.6%	78.9%	82.9%	86.7%

資料：摂津市保健福祉課

◆ 健康づくりの推進のために

障害のある人が基本健診をはじめ各種健診を受診しやすいように配慮するとともに、障害特性として一括りにするのではなく、当事者の個別の健康課題について健康管理を支援できるような働きかけが必要になってています。

◆ 発達障害、高次脳機能障害、難病患者に対する取り組み

身体障害、知的障害、精神障害という従来の3つの枠組みでは適切な支援が難しい、発達障害や高次脳機能障害、難病患者における対策が必要となっています。これらの障害は社会の中で認知・確立されてきた時期が他の障害よりも遅く、支援拠点も大阪府を中心によく設置されはじめたところであり、本市としても支援体制の検討が必要となっています。

② 医療サービスの充実

◆ 訪問看護事業の充実及びかかりつけ医の推進、障害者医療費助成制度の充実

重度障害者訪問看護利用料助成事業の実施や老人医療費の一部負担金助成について60歳以上の身体障害者手帳（3級または4級の一部）を所持している人に対する市独自の制度を継続してきました。

障害者施策に関するアンケート調査の結果から医療機関等を利用する際に困っていることをみると、身体障害者手帳所持者では「特に困っていることはない」が41.8%で最も多く、次いで「あなたが入院したとき、家族だけでは介護が困難である」（15.5%）、「医療費が高い」（12.9%）となっています。療育手帳所持者では「障害特性に合わせて安心して利用できる医療機関が少ない」が29.4%で最も多く、次いで「特に困っていることはない」（26.6%）、「あなたが入院したとき、家族だけでは介護が困難である」（23.8%）となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「精神科（神経科、心療内科等）を利用するに周りの偏見がある」が34.6%で最も多く、次いで「特に困っていることはない」（26.8%）、「あなたが入院したとき、家族だけでは介護が困難である」（25.2%）となっています。

体の機能の維持に対する身近な地域での医療的支援や在宅での医療ケアの支援が引き続き課題となっています。

表 重度障害者訪問看護利用料助成事業の利用状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数	9人	10人	8人	8人	8人
利用回数	469回	419回	338回	347回	519回

資料：摂津市障害福祉課

◆ 精神障害のある人に対する取り組み

自立支援医療の一部負担金の増加に対して、府下の各国保険者（市町村等）と同様に精神医療給付金を支給し、従来どおり被保険者の負担が生じないようにすることで、治療を受けやすい環境を整備することができました。

入院医療中心から地域生活中心へと国の施策が位置づけられていることから、精神保健医療分野における市の役割がこれまで以上に大きくなっています。

③ 地域リハビリテーションの充実

◆ ふれあいリハサロンの推進

校区福祉委員会・福祉委員会が主催する「ふれあいサロン」では地域の高齢者を対象に軽スポーツや体操・ゲームなどを実施しています。「ふれあいリハサロン」では特に身体機能が低下している人やひとり暮らしの人などを対象にリハビリ体操等が行われています。このようなサロンは地域福祉活動拠点や小学校、公民館、集会所などで行われ、市の保健師やコミュニティソーシャルワーカーなどが関わっています。

サロン活動については、校区福祉委員会・福祉委員会が自主的に、工夫を凝らし活発に展開されています。今後は、このサロンに障害のある人が参加できるよう検討していくことが必要となっています。

◆ 機能訓練の充実

身体障害者福祉センターのデイサービス事業は、平成 21 年度から地域活動支援センターⅡ型に移行しています。

(4) 療育・教育の充実

① 療育・幼児教育の充実

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育につながるよう連携を図り支援を進めてきました。今後も継続して早期療育につながる仕組みづくりが求められています。

◆ 家庭児童相談室の機能の充実

健診等で発達に課題があると認めた乳幼児とその保護者に対して、「くまさん教室」でフォローし、必要に応じて障害児童センター等につなげ、養育への支援を行ってきました。

保育所、幼稚園、小中学校に対しては巡回相談を実施し、課題を早期にとらえ、発達検査等もを行い、適切な支援を行えるよう、関係機関とも連携して取り組んできました。

表 家庭児童相談室における相談延べ件数（平成22年度、単位：件）

	習慣 性格 生活	知能 言語	等 学 校 生 活	非 行	虐 待	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	子 育 て 他	の み 電 話 相 談	合 計
発達検査・心理検査	27	85	21	0	1	0	0	48	3	0	185
遊戯療法・箱庭療法カウンセリング	364	58	78	39	5	0	0	277	34	0	855
くまさん教室	840	1,553	0	0	72	0	0	474	73	0	3,012
カウンセリング・面接	225	149	116	42	42	0	7	244	104	0	929
ケースワーク・訪問指導	1	0	34	0	64	4	15	3	4	0	125
電話での相談	14	16	11	8	35	6	14	19	8	18	149
機関連携（学校・保健所等）	43	87	49	12	82	3	15	71	6	0	368
合計	1,514	1,948	309	101	301	13	51	1,136	232	18	5,623

資料：摂津市児童相談課

表 家庭児童相談室における相談延べ件数（単位：件）

	習慣 性格 生活	知能 言語	等 学 校 生 活	非 行	虐 待	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	子 育 て 他	の み 電 話 相 談	合 計
平成 16 年度	809	1,730	803	42	606	26	32	271	1,473	47	5,844
平成 18 年度	371	1,080	637	31	1,009	39	140	168	1,350	65	4,890
平成 20 年度	757	2,334	375	40	461	77	29	152	290	34	4,549
平成 22 年度	1,514	1,948	309	101	301	13	51	1,136	232	18	5,623

資料：摂津市児童相談課

◆ 障害児童センターの機能の充実

障害児童センターでは、発達に遅れや課題のある乳幼児に対し、家庭児童相談室を窓口として「つくし園」での早期療育を行うとともに、「めばえ園」で専門訓練士による個別訓練とグループ療育を行っています。

「障害者自立支援法」の施行に伴い、利用料金の独自減免等、制度変更への対応を行ってきました。

平成24年4月に施行される「改正児童福祉法」に基づき、療育の充実と相談機能の強化、保護者支援が求められています。

表 障害児童センター（つくし園・めばえ園）の利用児童数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
つくし園在籍児数	21人	26人	32人	26人	28人
めばえ園利用児数	44人	81人	135人	111人	127人

資料：摂津市障害福祉課

◆ 障害児保育等の充実

公私立の保育所、幼稚園において、障害のある子どもの受け入れや体制整備、保育内容の充実に努めてきました。

保育所巡回指導（年2回）では障害のある子どもの保育所での様子を確認するほか、保育士への指導助言を行います。（障害のある子どもが入所している公立、私立保育所）

障害児保育運営協議会（公立保育所）、民間保育所障害児保育運営協議会（民間保育所）を開催し、障害のある子どもの入所について協議しています。

公立保育所障害児保育担当者によるピラミッド会議では障害児保育に関する情報交換・検討を行っています。

障害児保育に関する職員研修も実施しています。

障害のある子どもの受け入れ数は増加傾向にあり、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が求められています。

表 障害のある子どもの市立幼稚園での受け入れ状況

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
3人	2人	7人	5人	6人

資料：摂津市子育て支援課

表 障害児保育の推移

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18人	14人	22人	24人	30人

資料：摂津市子育て支援課

◆ 障害児相談連絡会の強化

子育て支援ネットワーク推進会議に障害児相談連絡会を設置し関係機関との連携強化に努めています。

表 障害児相談連絡会の構成機関

機関	課・施設
市	障害福祉課、保健福祉課、こども教育課、児童相談課、教育政策課
(福) 摂津市社会福祉事業団	市立障害児童センター
大阪府	吹田子ども家庭センター、茨木保健所

◆ 発達障害のある児童の療育体制

発達障害に対する支援として、健診や新たにはじまった巡回相談等を通して、発達に課題のある乳幼児・児童生徒への適切な支援を、子ども家庭センターをはじめとした関係機関とも連携し行ってきました。

巡回相談の実施により、学校から家庭児童相談室での検査後適切な支援体制につなげていく事例も増加しています。

発達に課題のある乳幼児・児童生徒の保護者の多くは、うまく関わりきれないという養育不安を抱えています。また、保育所、幼稚園、小中学校においては、教職員の専門性や指導体制の強化の必要性を感じています。

② 学校教育の充実

◆ 特別支援教育の充実

特別支援教育とは、支援学級に在籍する児童を中心とした教育だけでなく、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの児童・生徒への支援も含めた教育です。近年本市では、特別支援教育についての正しい理解と全校的な支援教育体制の構築のために、全市的に教職員研修を継続して実施してきました。また、それぞれの支援教育体制を整備しサポートするため、市全体で、特別支援教育コーディネーターの養成や特別支援教育サポート委員会の開催を推進してきました。特にこの特別支援教育サポート委員会では、各校からの要請に基づいて委員を中心とした巡回相談も繰り返し実施しています。

支援学級以外でも特別支援教育を必要とする児童が増えており、巡回相談の回数や時間は大幅に増加しています。このため、サポート委員会のメンバーでありリーディングチームともなっているコーディネーターにかなりの時間的な負担が生じています。市全体の巡回相談の充実を図るために、予算面での充実とともに特別支援教育コーディネーターのさらなる養成が必要となります。また、経験の浅い教職員に対して支援教育の理解に係る研修を継続的に開催する必要もあると考えます。

表 公立小学校で通級指導を受ける児童の状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
学級数	1 学級	1 学級	1 学級	3 学級
人数	20 人	20 人	21 人	43 人

* 通級指導教室は、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力を持つ必要がある子どもや学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの障害のある児童を対象としています。

* 通常は地域の学校に在籍し、放課後に週 1 回程度通級指導教室に通っています。

資料：摂津市教育政策課

◆ 教育施設の改善及び設備の充実

入学する児童・生徒の障害の特性に応じて個々に対応を行い、スロープの設置等のバリアフリー化に取り組み、車いす用トイレの整備についてはすべての学校において 1 か所以上の整備が完了しました。平成 19 年度には味舌小学校にエレベーターの設置を行いました。

しかし、施設の老朽化も顕著化しており大規模なバリアフリー化の改修は財政的にも困難な状況が続いている。

◆ 交流教育・福祉教育の充実

小学校では、①ゲストティーチャーとして視覚障害のある人に来ていただき、盲導犬についてお話しいただくといった講演形式のもの、②昔遊びの指導や昔の暮らしについての聞き取り等、地域の高齢者とのふれあい体験をベースとしたもの、③支援学級在籍児童との交流や地域在住の支援学校在籍児童との交流を図るものに大別される、交流教育・福祉教育施策を推進しています。

また、中学校では、①職場体験学習の中で地域にある福祉施設での高齢の人や障害のある人とのふれあい体験、②総合的な学習の時間でのインスタントシニアや車いす体験などの体験実習、③ボランティア体験としての福祉施設での体験学習などを実施してきました。

このような取り組みは小中学校がそれぞれの学校内で系統的に進めていますが、小中学校9年間の系統性という観点ではまだまだ未整備であり、小中学校が協働して中学校区ごとの実態にそった、9年間の交流教育・福祉教育をカリキュラムとして編成する必要があります。

◆ それぞれのライフステージに進むためのつなぎの充実が必要

本市では早期発見・早期療育に早くから取り組んできたこともあり、健診等を担当する保健部局と幼児の療育部分を受け持つ福祉部局との連携は強いものがありました。教育部局へどのようにつなげていくかが課題となっていました。また、親や子どもにも小中学校へ進学する際の不安や負担が就学年齢に達した時に大きくなることもあります。それまでの療育の内容を小中学校へと的確につなげることも課題となっていました。

このような課題を受けて、近年、本市では学校で「個別の教育支援計画」を作成し、進学時にこれまでの指導内容を引き継ぐ取り組みを始めました。また、平成23年度には府内に次世代育成部を創設し、就学前後の施策をスムーズにつなぐような組織改革を行いました。このように施策や機関においてつながりのある体制が整いつつある中で、今後はいかに充実させていくかが課題となっています。

また、大人になるにしたがって障害のある人が自立し、社会へ参加していくためには、通所施設だけではなく多様な就職先を開拓することで進路の幅を広げ、職業的な自立をめざすことも重要になります。近年、本市では「摂津市障害者総合支援センター」の相談員が支援学校の高等部に出向き、進路指導の支援を始めました。ここ数年では施設等の他に企業への就職が決まる児童も認められます。今後とも、教育、福祉関係機関が連携して学校から社会へとつなげる取り組みを引き続き展開していく必要があります。

表 摂津市在住の支援学校高等部卒業者の進路

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
就職	0 人	0 人	2 人
専修学校・職業訓練校	0 人	1 人	1 人
施設等	7 人	9 人	4 人
その他	1 人	0 人	0 人

* 摂津市在住の吹田支援学校、高槻支援学校、茨木支援学校、箕面支援学校の高等部卒業者の進路をまとめたもの

資料：摂津市障害福祉課

③ 生涯学習教育の充実

◆ 生涯学習の充実

公民館の改修等、市内各施設の充実に努めるとともに生涯学習リーダーやふるさと摂津案内人の育成充実を図りました。

市立公民館 6 館：『人権・福祉』講座の開催
 施設改修事業：公民館のトイレ設置、バリアフリー対策、
 階段・和式トイレに手すりの設置
 2 階のトイレの設置については、利用者の評判がおおむね良くなっています。
 文化関係施設の改修を進めていますがすべての施設改修を終えるには費用等の課題が多くあります。また、生涯学習リーダーやふるさと摂津案内人の育成・派遣に努めていますが、活動場所の提供や周知方法に検討の余地があります。

◆ 図書サービスの充実

音声技術向上のため、随時勉強会及びミーティングを開き技術向上を図りました。隔月でテープ図書（声のおたより）の作成・発行、テープ雑誌（広報せつつ）の作成、市民図書館に寄せられたリクエスト図書の作成に協力しています。

声のお便りに関しては、平成 22 年度よりデイジー録音機器を整備し、視覚障害のある人の録音図書サービスを開始することができました。

④ スポーツ・文化活動の充実

◆ スポーツ振興事業の推進

体育指導委員協議会、体育協会、スポーツ少年団本部、レクリエーション協会と連携を取りながら、行政・市民団体が一体となってスポーツ振興に努めました。特に体育指導委員協議会を中心に誰でもいつでも取り組めるニュースポーツの普及に努めています。

身体障害者福祉協会への委託により、(共催事業として) 風船バレーボール大会、エアロビクス教室を毎年各1回実施しています。

北摂七市三町及び各身体障害者福祉(協)会で、身体障害者体育大会(平成22年度より身体障害者スポーツレクリエーション大会)を開催しています。

スポーツ振興に寄与できる体制と事業を展開することができましたが、より一層の充実・発展をさせるために努力します。

◆ 文化、芸術、レクリエーション活動の推進

公民館・図書館では多様化する生涯学習ニーズに対応するため、各種講座を開催しました。

情報提供では生涯学習関連施設一覧や出前講座冊子の発行、市広報紙への公民館講座特集記事の掲載などを行い、事業や施設の周知に努めました。

「市民福祉まつり」や「輪い輪いまつり」などの障害者団体が中心となった取り組みについて、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援しています。また、「市立ひびきはばたき園」利用者の作品展・音楽鑑賞会(つくっ展と輝けコンサート)を毎年実施しています。

各種教室・講座の開催と充実を図ることができましたが、多様化する市民ニーズには応えきれていません。情報提供も以前よりは充実していますが十分に周知できているとは言えません。

(5) 福祉サービスの充実

① 「障害者自立支援法」による新体系への移行

「障害者自立支援法」の施行により、それまでの支援費制度に基づく居宅サービス・施設サービスが平成18年10月から平成23年7月までに介護給付・訓練等給付の新しい体系へと再編されました。また、「障害者自立支援法」による新たな障害福祉サービス等の見込量とその確保の方策について、国の基本指針にある「障害者等の自己決定と自己選択の尊重」「実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」という基本理念に基づいて、平成19年度から3期にわたる「摂津市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の整備に努めてきました。

本市では日中活動の場の確保に取り組んできた実績を生かして、就労移行支援や就労継続支援（B型）、地域活動支援センター、児童デイサービス、日中一時支援については市立の施設でサービスが展開されるように新体系への移行を促してきました。その結果、平成23年7月には既存通所施設の新体系サービスへの移行は完了し、またサービス提供事業者によるサービスの再編・拡大も行われたことから、本市のサービス基盤は一定整備が進んだと考えています。

表 日中活動系サービスの月平均利用者数

平成20年度	平成21年度	平成22年度
154人	279人	308人

資料：摂津市障害福祉課

② 相談支援機能の充実

本市では障害のある人に対する相談支援として、市役所の他に平成22年11月に開設した「摂津市障害者総合支援センター」において三障害に対応できる相談と就業の相談も含めた総合的な展開を図っています。

また障害者地域自立支援協議会には「はあねす」「あしすと」などの相談支援事業所等や「障害者就業・生活支援センター」を加えた部会として相談支援部会を設置し、行政も加わって相談支援体制の充実に努めています。

表 相談窓口での相談件数

平成20年度	平成21年度	平成22年度
1,592件	3,592件	5,824件

* ここでいう相談窓口とは、市役所と
3相談支援事業所のこと

資料：摂津市障害福祉課

なお、重度障害者等に限定されていたサービス利用計画は平成24年4月から対象者が拡大し、計画相談等が始まるところから、体制の整備が必要となっています。また、「児童福祉法」の中で対応することとなった障害のある児童のサービス利用に関する相談支援についても相談支援事業者による適切な対応を促す体制づくりが必要となっています。

③ 地域生活支援施策の充実

この数年の間に既存の市立施設を中心としたサービス提供だけではなく、摂津市障害者総合相談支援センターの開設や訪問系サービス・移動支援事業の利用者数の増加、日中一時支援事業やグループホームなどの新たな提供事業所の開設等、地域生活を支えるサービスに広がりが見られるようになりました。

訪問系サービスや移動支援事業については、三島障害保健福祉圏域で民間のサービス提供事業者の参入が見られるようになった他に、従来からサービスを提供している社会福祉協議会において障害特性に合わせたより繊細な対応等が行われ、サービス提供内容の充実が図られてきました。

表 訪問系サービスの月平均利用者数

平成20年度	平成21年度	平成22年度
79人	100人	138人

資料：摂津市障害福祉課

表 移動支援事業の月平均利用者数

平成20年度	平成21年度	平成22年度
88人	79人	98人

資料：摂津市障害福祉課

表 短期入所（ショートステイ）の実利用者数

平成20年度	平成21年度	平成22年度
26人	33人	41人

資料：摂津市障害福祉課

④ 障害のある児童の長期休暇に対する施策の充実

◆ 障害のある児童の日中一時支援、短期入所支援

課題であった障害のある児童の長期休暇の支援（日中一時支援等）について、中学生以上の生徒に対する「市立みきの路」での対応に加え、平成 22 年 11 月に開設した「摂津市障害者総合支援センター」において、新たにサービスを実施しています。

また短期入所については平成 23 年 4 月から「市立みきの路」において児童の利用も可能としました。

今後もニーズは高いと考えられるため、引き続き対応策を検討する必要があります。

表 障害のある児童の日中一時支援の実利用者数

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
19 人	19 人	26 人

資料：摂津市障害福祉課

表 障害のある児童の短期入所（ショートステイ）の実利用者数

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
5 人	6 人	5 人

資料：摂津市障害福祉課

◆ 学童保育室等の充実

学童保育事業として、支援学校に在籍している児童の受け入れ、並びに各学校の支援学級等に在籍している児童についても、必要に応じて新たな指導員を配置し、その対応に努めました。施設・設備面上対応の困難なケースもありますが、できる限りの対応に努めました。また、放課後子ども教室（わくわく広場）、放課後自習教室（しゅくだい広場）ではともに、障害の有無に関係なく児童を受け入れました。

⑤ 地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行について、平成 17 年度から（福）大阪府障害者福祉事業団が大阪府の「障害者地域移行支援センター事業」を実施し、三島地域では箕面市にある大阪府立明光ワーカスがバックアップ施設となり、茨木市、本市、島本町を対象エリアとする障害者地域移行支援センター三島「あいあい・みしま」を茨木市に開設し、事業を進めてきました。本市では平成 18 年度から平成 22 年度にかけて地域移行支援センター事業を活用して 5 人が地域へ移行しています。

また精神障害のある人の退院促進についても大阪府の取り組みに協力して地域移行を進めています。

⑥ 「障害者自立支援法」等の一部改正や今後の新たな法改正を想定した対応

「障害者自立支援法」が抱えていた制度上の矛盾を解消するために、平成 22 年 10 月に「障害者自立支援法」等の一部改正が行われました。この中では、利用者負担の見直し、発達障害を「障害者自立支援法」の対象とすることの明確化、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設など障害児支援の強化、同行援護の創設など地域での自立生活のための支援の充実などが図られています。

さらに、「障害者自立支援法」が見直される予定となっており、新たな制度への対応が必要となっています。

(6) 地域福祉の促進

① 啓発活動の推進

◆ 障害のある人の人権を尊重する地域づくりが必要

障害者施策に関するアンケート調査の結果から障害のある人に対する市民の理解が深まったかをみると、深まったとは思わない人（「あまり深まつたとは思わない」と「深まつたとは思わない」の合計）は 52.6%で深まつたと思う人（「かなり深まつたと思う」と「ある程度深まつたと思う」の合計、36.6%）を上回っています。特にこの乖離は精神障害者保健福祉手帳所持者の調査結果に顕著な傾向が表れています。

近年の我が国の障害者制度改革は平成 19 年 9 月に署名した国連の「障害者権利条約」が重要な背景となっています。今般改正された「障害者基本法」においては目的に「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」との理念が含まれています。

障害のある人が「権利の主体」として基本的人権が当然に保障され、自己選択・自己決定による生き方を実現するためには、障害のある人の人権尊重の考え方を普及するとともに、障害及び障害のある人に関する市民の理解を促進し、あわせて、障害のある人へのあらゆる場での合理的な配慮等について、市民が気づき、行動することがさらに必要となっています。

特に、障害の概念が多様化している昨今では、かつては障害と認識されていなかった精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病患者の人など、日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要としている人への理解の促進が重要となっています。

これまで本市では、市民に対してはこころの健康ボランティア講座の推進や障害者週間中の街頭啓発活動であるふれあいキャンペーンなどを進め、市職員等の関係者に対しては研修にも努めてきました。また、障害のある人の権利を守るために権利擁護事業も推進してきましたが、実際に行動に移すための方法や障害のある人への差別や偏見に関する具体的な救済方法の開発・周知などは方策を検討する段階にあります。

② 交流の促進

現状では障害のある人が地域の活動や行事などに気軽に参加できているとは言い難い状況があります。

障害のある人との関わり方に躊躇する地域の人々も認められることから、今後とも地域の各種の活動やイベントにおいて障害のある市民が参画できる環境づくりに努める必要があります。

③ 地域福祉活動の推進

校区福祉委員会・福祉委員会を中心とした「小地域ネットワーク活動」等の地域住民の参加と協力による地域福祉活動を支援し、交流や見守り、声かけ訪問活動など、障害のある人に対する各種の取り組みを支援します。また、ボランティア活動に関する総合的な機関として、地域福祉活動支援センターを整備し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターの連携を進めます。

地域福祉活動の中で、障害のある人や障害に対する理解を深めようとする動きはまだ活発ではありません。今後、地域での交流会や研修を支援していく必要があります。

④ 施策の推進体制の整備

本計画の進行管理については、障害のある人や関係者をはじめとした障害者施策推進協議会での協議や障害者地域自立支援協議会での要望の把握などを進めてきました。また本市の特徴として行政と市民とが顔の見える関係を築いてきたこともあり、比較的当事者の要望や願いが行政に届きやすい状況にあるものの、重度障害のある人やコミュニケーションの支援を必要とする人が直接意見を伝える機会や手段がまだ少なく、当事者の願いを施策によりよく反映するために、計画の点検・評価を行う体制のあり方について再度検討が必要となっています。

3. 計画の基本目標

前期計画の目標	後期計画の目標
(1) 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立	(1) 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人があ 尊重しあう心のバリアフリーの推進 個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築の視 点や地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人 の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。
(2) 安全で安心して暮らせる生活基盤の確立	(2) 地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤 の確立 「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平 等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活 移行への対応等に留意します。
(3) 自己実現をめざす意欲を育む社会環境及び支援体制の確立	(3) 自己実現をめざす意欲を育む社会環境及び支援体制の 確立 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する 観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び 生活の実態に応じて必要な支援を計画します。実際に即 した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居 場所づくりへの配慮に重点をおきます。就労支援等に対 応したシステムの構築に留意します。
(4) 共に生きるまちづくりをめざすセーフティネット体制の確立	(4) 共に生きるまちづくりをめざすセーフティネット体制 の確立 社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支 援のあり方を検討していきます。相談支援体制の充実に 留意します。

4. 計画の重点課題

- 障害のある人の権利と尊厳を保障する取り組みの強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めていきます。
 - ・ 障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
 - ・ 地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別にあたることなどを明らかにしながら、具体的な取り組みを位置づける必要があります。
 - ・ 施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実が求められています。
- 発達障害や難病が計画の対象者となることの明確化、「整備法」や新たな法の枠組みへの対応に留意します。
 - ・ これまで本市として取り組んできた発達障害、難病に関わる施策が法の中でも規定されています。
 - ・ 障害児支援の法の枠組みが変更されています。（通所、入所の別、障害児施設の18歳以上の入所者への対応など）
- その人らしい自立した生活を選択できる質の高い支援をめざします。
 - ・ 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な質の高い支援の基盤整備を今後もめざしていく必要があります。
 - ・ 障害のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援の連携を強化していきます。
 - ・ 地域の中で障害のある人が当たり前にいきいきと暮らせる社会をより一層つくりだすために、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
 - ・ 全国的な問題となっている、重度障害のある人や医療的ケアを必要とする人への支援を検討する必要があります。
- 相談支援体制の充実、情報の入手、活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。
 - ・ 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらないきめ細かな支援体制の確保が求められています。
 - ・ 本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取り組みも含めて対応していきます。
 - ・ 計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになります。本市では平成22年に「摂津市障害者総合支援センター」での相談窓口を開設するなど相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら市役所の障害福祉課での窓口や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実をめざしていきます。

- バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。
 - ・ 阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化にともないバリアフリー化を推進します。
 - ・ 防災・災害時に対する市民意識の高まりを受けて防災・災害時支援の検討を行います。
- 障害のある人の楽しみという視点から多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。
 - ・ 与えられる居場所、与えられた活動ではなく、障害のある人自身が自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会をめざします。
 - ・ 市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実をめざしていく必要があります。
 - ・ 障害のある児童の放課後・長期休暇時の対策、居場所の充実を引き続き図る必要があります。
- 労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。
 - ・ 就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援と連携することで希望者が円滑に福祉施設から一般就労へと移行できるように支援します。
 - ・ 市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開する必要があります。

第3部 施策の行動目標

〔 第3部では新たに始まる事業や再編した施策の名称へ「新」を付けています。 〕

1. 生活環境の整備改善

【全体像・方針】

障害のある人が地域で暮らすために、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間、街なかなど生活空間のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいようにバリアを始めから無くしていくユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、このような大震災においても、障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活が送れるような体制を検討していきます。

(1) 移動と施設利用の利便性の向上のために

● 交通バリアフリー基本構想に基づく事業の推進（道路交通課）

（通称）千里丘ガードの道路拡幅工事が完了し、市道千里丘三島線においては、拡幅計画区域の用地取得に取り組むとともに、用地取得完了区域から道路整備に着手します。

歩道段差を解消し、歩行者ならびに自転車等の通行の円滑化を図り、視覚障害者用誘導ブロックを設置することにより、より安全な歩行空間の整備を図っています。今後も市内道路のバリアフリー化を推進するためには、地域や路線に偏りのない計画を立てる必要性があります。

「摂津市交通バリアフリー基本構想」を基に定めた「摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、高齢者や身体障害のある人などが円滑に移動できる安全な道路整備を進めます。

表 歩道段差切り下げ解消箇所の改良率

実績						目標
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成27年度	
71.0%	72.0%	72.7%	73.2%	73.8%	76.0%	

資料：摂津市道路交通課

表 「交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づく歩道整備の進捗率

実績						目標
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成27年度	
43.0%	43.0%	43.0%	43.0%	47.0%	57.0%	

資料：摂津市道路交通課

● 公共的施設のバリアフリー化の推進（各施設所管課）

既存のバリアを取り除くだけでなく、設計段階から誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を事業に取り入れていく必要があります。また、市立集会所や公民館、公園、学校などみんなが集まる場所のバリアフリー化を進め、すべての人が利用しやすい基盤づくりを進めます。

民間施設についても整備に当たっては「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての市民が安心して利用できるように指導します。また、既存の民間施設についても改善を促します。

● 駐車・駐輪場の整備の推進（道路交通課）

自転車利用指導員や自転車整理員の活用を図るとともに、市民に対する啓発に努め、歩道への不法駐輪・駐車、商品のはみだしなど通行を妨げる行為の解消に努めます。また、住宅開発等による市民ニーズの変化に応じて、駐車・駐輪場の整備に努めます。

通勤、通学及び買物時間などの不法駐輪（駐車）の生じやすい時間帯を中心に、場所ごとに必要とする自転車利用者指導員の適正な配置数を検討し、啓発活動に努めます。

自動車駐車場の使用料金について、近隣民間駐車場の利用状況及び利用料金を参考として、適正な料金体系を検討します。

表 放置自転車等の移動保管台数

実績					目標
平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
4,430 台	3,058 台	3,451 台	2,276 台	2,335 台	1,750 台

資料：摂津市道路交通課

● 公共交通機関のバリアフリー化の推進（都市計画課）

「摂津市交通バリアフリー基本構想」の整備目標に沿って、阪急正雀駅及び J R 千里丘駅のバリアフリーアクセス工事が実施されました。J R 千里丘駅西口のエレベーターが未設置であり、整備が求められています。

表 鉄道駅におけるエレベーターの設置率

実績					目標
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
60.0%	60.0%	80.0%	80.0%	100.0%	

資料：摂津市都市計画課

● 移動手段の確保の取り組みの推進（道路交通課）

本市においては、市民の日常的な移動手段として路線バスが重要な役割を担っていますが、バス路線が網羅できていない地域もあり、このような地域の市民の移動手段をどのように確保していくのかが重要な政策課題となっています。

阪急摂津市駅の新設や周辺道路状況の変化に伴い、地域や事業者と連携しながら、バス交通の路線網と機能分担を再編し、地域ニーズを踏まえた最適な交通網の編成と利便性の向上を図ります。

（2）情報アクセスの整備とコミュニケーション支援の充実のために

● 広報や施策情報の充実（障害福祉課、秘書課）

視覚障害のある人への情報提供を促進するために点字広報や「声の広報」の充実に努めます。

デイジー図書への移行については、実施に向けて関係機関と調整を進めています。

聴覚障害のある人とのコミュニケーションにおいては、電子ファイルやEメールなども利用しながら、施策に関する意見の把握等も行います。

● コミュニケーション支援の充実（障害福祉課）

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害等のある人に手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。市役所福祉事務所では手話通訳者の配置を継続します。

人材としては手話講習会、点字講習会を実施し奉仕員の養成に努めます。手話奉仕員の増員と要約筆記のニーズ把握や手話講習会に参加後も継続して学習ができるような工夫を取り組みます。

（3）より安全な生活を送るための防犯・防災体制の整備のために

● 「地域防災計画」による安全の確保（防災管財課）

「地域防災計画」をもとに災害時に障害のある人等の安全を確保するための対策を図ります。また、小学校ごとの連合自治会での自主防災組織において、消防訓練や防災訓練を実施し、防火・防災意識の普及啓発に努めます。

新● 災害時要援護者に対する支援（保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、防災管財課）

安否確認等の支援活動に役立てる災害時要援護者登録制度の周知や未登録者の登録勧奨を行います。また、関係各課ほか、民生委員・児童委員や自治会などの地区組織と連携し、地域において要援護者を支援する仕組みづくりを進めています。

● 福祉避難所での生活の確保（保健福祉課）

現在、「とりかい白鷺園」「せつつ桜苑」及び「ふれあいの里」を福祉避難所に指定していますが、他にも民間での社会福祉施設が整備されてきたことから、福祉避難所の指定について見直しを行っていきます。また、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所において生活相談や介助などの支援対策を実施できるように検討していきます。

● 情報伝達の充実（消防本部、障害福祉課）

消防緊急情報システムについては、データの更新等、運用の改善に努めます。

聴覚障害のある人からFAXによる119番の緊急通報があった場合には、手話奉仕員の派遣等の迅速な対応に努めるほか、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

● 保健・医療・福祉との連携の推進（保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課）

常時介護や医療的ケアを要する人に対して災害時に適切な対応が行えるように、保健・医療・福祉の各関係機関や施設が連携して取り組んでいきます。災害時要援護者について、関係機関との連携のもと支援策を検討します。

● 災害ボランティアの育成の推進（保健福祉課、防災管財課）

社会福祉協議会等と連携して今後も災害ボランティアの育成に努めます。

● 防犯意識の普及啓発の推進（自治振興課、産業振興課）

障害のある人が悪徳商法やひったくりなどの被害にあわないように、広報や様々な学習活動などを通じて、防犯活動を促進し、被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。

また、本市には全国に先駆けて平成20年7月1日から施行した「摂津市犯罪被害者等支援条例」があり、相談をはじめ、総合的な支援との連携が重要となっています。

● AED（自動体外式除細動器）の普及推進（消防本部）

心臓突然死からの救命率を改善すると期待されているAED（自動体外式除細動器）が市役所、全公民館、体育館などの市内公共施設をはじめ、小中学校、幼稚園・保育所など多くの施設で設置が完了しました。今後、利用者の申し込みに応じて、AEDを使用した一次救命処置講習会（シミュレーション実習）を実施していきます。

2. 雇用・就労の充実

【全体像・方針】

障害のある人がそれぞれの適性と個性を發揮しながら希望する仕事に従事できるように、市民や事業者において障害者雇用の理解が深まるような啓発活動に努めます。

また、企業においては各種の制度・サービス・啓発活動などを介して職場の中で障害のある人に対する合理的な配慮を行えるような支援を推進します。

さらに、一般的な就労を推進するための職場開拓や雇用・就労に向けた相談・支援、職場定着の支援に加えて、「はたらく」ことを通して社会の一員として実感がもてるような日中活動の場の充実や生活の支援も進めます。

(1) 障害のある人の雇用の拡大のために

● 市役所や企業における雇用率制度に基づく雇用の促進（人事課、障害福祉課、産業振興課）

民間企業、国、地方公共団体は、雇用率制度によって、障害のある人を一定の割合以上雇用しなければならないとされています。

「障害者雇用促進法」の改正により、精神障害のある人も雇用率制度の算定対象となり、また対象事業主の範囲が拡大されていることから、このような状況を周知する必要があります。

本市では障害のある人に適した職域開発、職場環境の改善等に努め、身体障害のある人を対象とした採用試験を今後も適宜実施し、市が定めた目標雇用率(3%)の達成に努めます。

市立施設の指定管理者についても障害のある人の雇用を推進するように働きかけを行います。

新● 市役所における職場実習（人事課、障害福祉課）

市役所も市内の一事業所として障害のある人の就労支援の一環として職場実習の場を提供していく必要があります。

平成23年度から実施している福祉事務所における職場実習を拡充し、全庁的に受け入れが可能となるよう調整を進めます。

● 障害者雇用への理解の促進（人事課、障害福祉課、教育政策課）

市民や事業者に対して、障害者雇用の理解を深めるように、障害者雇用月間等を利用して、広く啓発活動を推進します。

障害があっても仕事ができるという認識を育む教育を学校教育の場においても推進します。

● 競争入札に際する配慮（財政課）

大阪府では公共工事等の発注時に入札参加資格の等級区分評点で障害のある人を積極的に雇用する企業には加点しています。このような障害のある人の雇用・就業を促進する方策について今後検討していきます。

● 障害者雇用助成金の支給の広報（障害福祉課）

障害のある人を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間終了後も継続して雇用している常用労働者300人以下の事業主に対して助成金を支給します。平成20年度から精神障害のある人も対象に加えるよう拡大を図りました。

（2）雇用・就労に向けた相談・支援の拡充のために

● 障害者就業・生活支援センターでの相談（障害福祉課）

障害者就業・生活支援センターは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行う機関です。本市では摂津市社会福祉事業団が運営しており、平成22年11月から「摂津市障害者総合支援センター」の機能の一つとして市の中心部に位置しています。このような立地を生かして相談から具体的な支援にわたる一体的なサポートを展開していきます。

● 障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”でのニーズ対応（障害福祉課）

摂津市社会福祉事業団が運営する「障害者職業能力開発センター“せっつくすのき”」が、障害のある人の就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓に取り組んでいます。期間を1年間とした訓練のほかに、短期職業訓練を実施するなど障害のある人の多様な職業能力開発ニーズに対応できるように努めています。

新● 就労への移行支援や就労機会を提供する事業所の充実（障害福祉課）

就労移行支援では一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援（A型）は、サービス提供事業所において雇用契約に基づき働きながら一般就労もめざす事業です。

身体・知的障害のある人が利用する就労関係施設は、一定充足できました。精神障害のある人については、市内に就労関係の通所施設が少なく、今後ニーズが出てくると見込まれます。

本市の現状では事業所数が限られている就労移行支援と就労継続支援（A型）については近隣市との連携によってサービス提供事業所の確保に努めます。

● 地域就労支援事業の充実（産業振興課）

公共職業安定所が中心となって、関係機関からなる個別の支援チームを作り、就職に向けた準備から職場定着まで一貫した支援を行っています。

市、茨木公共職業安定所、摂津市商工会、障害者就業・生活支援センター、大阪府総合労働事務所、ポリテクセンター関西などが主催の「摂津市障がい者就職フェア」や各種資格取得のための能力開発講座などの事業の充実を図ります。

表 摂津市障がい者就職フェアにおける採用者数

実績						目標
平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
3 人	3 人	8 人	10 人	12 人	18 人	

資料：摂津市産業振興課

● トライアル雇用の推奨（産業振興課）

公共職業安定所の職業紹介で障害のある人を短期の試行雇用で受け入れることにより、事業主に対し奨励金を支給し、事業主の障害者雇用のきっかけをつくるトライアル雇用事業について周知を行います。

新（3）職場における定着支援のために

● 障害者就業・生活支援センターでの総合的支援（障害福祉課）

就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する場として茨木市と共同で取り組んでいます。「摂津市障害者総合支援センター」の機能の一つとして市の中心部に位置しています。今後は企業や関係機関によるネットワークのさらなる拡大・強化を図りながら、就労に向けた相談・支援の拡充に努めます。また、平成 20 年度からは国の事業に移行し、「生活支援ワーカー」の配置を含め、職員を 2 名から 3 名に増員するなど、生活面での支援にも一層努めていきます。

新● 就労移行支援事業所によるサービス（障害福祉課）

就労移行支援の利用者が就職した際にはサービス提供事業者が巡回訪問や相談支援を行います。

● ジョブコーチ支援との連携（障害福祉課）

大阪障害者職業センターが中心となって、知的障害や精神障害のある人の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、きめ細やかな人的支援を行っています。市役所内などで障害のある人を雇用する際には必要に応じてジョブコーチを設置します。

(4) 日中活動の場の充実のために

新● 就労への移行支援や就労機会を提供する事業所の制度設計に関して（障害福祉課）

有期限のサービスを実施している事業所の運営の難しさや、一般就労との行き来を可能とするサービスの不足など、「障害者自立支援法」の制度上の問題については、法の見直しによる制度改正などを注視しながら必要な施策を検討します。

なお、市内には身体障害や知的障害のある人が利用する就労継続支援の施設は徐々に広がりを見せてますが、就労移行等の通所施設が少なく、ニーズへの対応が必要となっています。

● 授産活動活性化のための支援の充実（障害福祉課）

国や大阪府の「工賃倍増 5か年計画」における底上げ支援策などを活用し、生産活動の活性化や経営改善、販路開拓など、安定した運営を実現するための支援策の充実に努めます。

市としても引き続き市主催行事等の際に授産製品を購入したり、軽作業の発注を行ったりするなど授産活動の支援に努めます。国の「重点施策実施 5か年計画」や地方自治法施行令の改正を踏まえ、事業所への発注促進策として、市において障害者支援施設等と随意契約で扱う範囲の拡大を図っています。

表 福祉施設における月平均工賃

実績					目標
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
7,902 円	8,496 円	12,057 円	10,177 円	13,180 円	

資料：摂津市障害福祉課

3. 保健・医療の充実

【全体像・方針】

障害のある人が地域の中で健康づくりに取り組めるように保健サービスの充実に努めます。また、障害のある人ができる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や大阪府との連携を強化し、医療サービスの充実を図ります。

(1) 保健サービスの充実のために

● 母子保健事業の充実（保健福祉課）

～障害の早期発見、母子保健事業の充実のために～

4か月児健診や1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を通して、疾病の早期発見、早期の療育につなげるとともに、子どもの成長や発達、栄養、育児及び歯科保健に関する健康相談、保健指導の充実を図ります。また、生後4か月までに全戸訪問を実施する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、産後の体調や育児の相談・指導を早期からできるような体制の維持に努めます。

障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるよう、健診や相談、訪問指導などにより、「くまさん教室」等のフォロー教室や必要に応じて療育につながるように連携を図り、支援を進めていきます。

● 健康せつつ21の推進（保健福祉課、障害福祉課）

～健康意識の普及、疾病の早期発見・早期治療、生活習慣の改善～

障害のある人が基本健診をはじめ各種健診を受診しやすいように配慮するとともに、健診後の保健師や栄養士による健康相談・指導などの体制の整備・充実を図ります。また、そのためには障害に応じた個別的な対応が必要であることから、障害担当の専門スタッフの配置にも努めるとともに、当事者が通所する施設や相談支援事業所と連携し、個別指導計画等の中に個々の生活習慣リスクの把握や生活習慣改善目標の明確化を目的とした健康についての評価（ヘルスアセスメント）を盛り込むように働きかけていきます。そしてその個別指導計画に基づいた生活習慣の改善に取り組めるように支援していきます。

新 ● 精神障害のある人に対する取り組みの推進（障害福祉課）

精神保健福祉相談員を配置した精神保健福祉相談を充実します。また、地域における保健・医療・福祉が連携した総合的な支援体制の整備に努めます。

● 難病患者に対する取り組みの推進（障害福祉課）

難病患者の在宅での療養生活を支えるために、ホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具給付などの在宅サービスの充実に努めます。また、大阪府が進める地域における保健・医療・福祉が連携した総合的な支援体制の整備に協力していきます。

(2) 医療サービスの充実のために

● 訪問看護事業の充実及びかかりつけ医の推進（保健福祉課、障害福祉課）

今後も重度障害者訪問看護利用料助成事業の拡充に努めます。特に、在宅酸素療法を行う児童や重度障害のある児童についても訪問看護事業で対応できるように市内の訪問看護ステーションにも働きかけていきます。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会が取り組んでいるかかりつけ医（医療機関、歯科診療所、薬局）の推進に協力支援していきます。

新● 医療的ケアを必要とする人への支援の強化（障害福祉課）

重症心身障害のある人が地域で安心して生活できるように、大阪府に対して医療的ケアを可能とする通所施設及び療養介護の実施を要望していきます。府内における事業所の新設について、情報を早期に把握し、個別のニーズにすぐに対応できる状況を維持していきます。

医療的ケアに対応できる人材の育成を図るために、一定の研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施できること等について各種情報を事業所に提供します。

また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

● 障害者にかかる医療費助成制度の充実（障害福祉課、国保年金課）

障害者医療費助成制度における入院時食事療養費の助成や、老人医療費の一部負担金助成において60歳以上の身体障害者手帳3級及び4級の一部の人を対象とするなどの市の独自制度について、今後も事業を継続できるように努めます。

大阪府の制度とともに市独自の老人医療一部負担金助成の制度を今後も継続できるように努めます。

● 自立支援医療の給付（障害福祉課、国保年金課）

障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等を継続します。引き続き制度の周知を図り、被保険者の負担を軽減することにより、治療を受けやすい環境整備に努めます。

● 精神障害のある人に対する取り組み（障害福祉課）

保健所と連携して市役所で実施している嘱託医による相談等の取り組みを充実していきます。

(3) 地域リハビリテーションの充実のために

● ふれあいリハサロンの推進（保健福祉課、高齢介護課）

校区福祉委員会・福祉委員会と協議しながら、地域福祉活動拠点や小学校、公民館、集会所などを利用して実施されている「ふれあいサロン」「ふれあいリハサロン」などに障害のある人が参加できるような取り組みや障害のある人を対象とした別のプログラムを検討していきます。

障害のある人が参加できるようなプログラムについては、先進事例や専門職の意見などを参考に、地域と協働で検討していきます。

● 健康体操普及の取り組み（保健福祉課）

健康づくり推進リーダーの養成講座（健康体操指導者養成講座）については今後も継続して実施し、メンバーを増やしていきます。

養成講座を修了したメンバーが中心となって地域において健康体操の取り組みが進むように行行政としても支援していきます。

特に障害のある人が参加しやすいように健康体操の内容や企画を工夫してもらえるように働きかけていきます。

● 機能訓練の充実（保健福祉課、障害福祉課）

地域で自立した生活を営めるように、身体障害者福祉センターの地域活動支援センター事業や身体機能・生活能力の向上などを支援する機能訓練の推進に努めます。

● 専門職による相談・指導の充実（保健福祉課、障害福祉課）

市立保健センターと連携し、保健師、栄養士、作業療法士及び理学療法士などの専門スタッフにより、健康相談・指導をはじめ、住宅改修・改造、日常生活用具の利用の指導や介護予防の相談・指導などの充実に努めます。

● 高次脳機能障害のある人に対する取り組み（障害福祉課）

大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害支援プログラムを広く紹介し利用を促します。

新● 府との連携（保健福祉課、障害福祉課）

治療から地域生活までの一貫したリハビリテーションが提供されるよう、大阪府や大阪府障害者医療・リハビリテーションセンターとの連携に努めます。

4. 療育・教育の充実

【全体像・方針】

保健、福祉、教育などの関係機関との連携強化により、障害のある児童のライフステージに応じた支援体制を充実します。さらに適切に支援できるよう、一貫した相談支援体制と療育の充実を図ります。

障害のある人が自ら楽しみや生きがいを見つけられるような、多彩な余暇活動や自己実現の機会の充実に努めます。

(1) 療育・幼児教育の充実のために

● 家庭児童相談室の機能の充実（児童相談課）

保健福祉課と連携して健診等で発達に課題のある乳幼児を早期に発見し、家庭児童相談室の「くまさん教室」で早期に支援を行うことで、保護者の育児不安を解消し、親子の関わりを丁寧にフォローしていきます。

年々、健診等の機会を通じて把握する、発達に課題のある乳幼児数が増えていることから、「くまさん教室」については、受け入れ体制、指導体制の充実について検討していきます。特に発達障害のある乳幼児・児童生徒の発達支援として、コミュニケーション力を育てるプログラム等について検討します。

● 巡回相談の充実（児童相談課、教育政策課）

保育所、幼稚園、小中学校に対しては巡回相談を実施し、課題を早期にとらえ、発達検査等も行い、適切な支援を行えるよう、関係機関とも連携して取り組んでいきます。また、保育所、幼稚園から小学校、また小学校から中学校への就学支援も行います。

保育所、幼稚園、小中学校と連携し、発達に課題のある乳幼児、児童生徒への適切な支援を行い、発達に関する支援をさらに充実させます。

新● 保育所等訪問支援の実施（障害福祉課）

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等の集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合には、「保育所等訪問支援」を実施することにより、安定した利用を促進するものです。

児童発達支援センターの整備とあわせて実施方法等を具体的に検討します。

● 障害児童センターの機能の充実、児童発達支援センターへの移行

(障害福祉課、児童相談課)

障害児童センターでは、発達に遅れや課題のある乳幼児に対し、家庭児童相談室を窓口として「つくし園」での早期療育を行うとともに、「めばえ園」で専門訓練士による個別訓練とグループ療育を行っています。

平成24年4月に施行される「改正児童福祉法」に基づき、児童発達支援センターの設置及び児童発達支援事業（放課後等デイサービスを含む）の整備に努めます。

児童発達支援センターや障害児相談支援事業者との連携を図り、障害児相談連絡会を活用しながら、障害のある児童や保護者に対する相談やサポート体制の充実に努めます。

● 障害児保育等の充実（こども教育課）

障害のある子どもそれぞれの個性を尊重し、個別指導計画を立て一人ひとりの状況に応じた保育内容の充実に努めるとともに、障害のある子どもとない子どもが共に生活し、互いを理解しあえるような保育に取り組んでいきます。

障害児保育の対象児童数の増加と障害の多様性への対応とともに、巡回指導を実施し、関係機関と連携して障害児保育等の充実に努めます。

発達障害の子どもへの対応や医療行為を必要とする子どもへの対応などが課題となっています。

発達障害等について保育士等の研修に取り組み、保育内容と保護者支援の向上を図ります。

また、就学について円滑な移行ができるよう個別の教育支援計画の共有等に教育委員会とともに取り組みます。障害児保育に関する職員研修（公立、私立合同研修）を充実します。

新● 児童発達支援事業の創設（障害福祉課）

障害のある児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。（主に児童デイサービス、重症心身障害児通園事業の移行を想定しています。）

あわせて治療等を行う場合は「医療型児童発達支援」とします。

新● 自閉症、発達障害のある児童の療育体制（障害福祉課、児童相談課）

子ども家庭センター等関係機関との連携のもと、医療の提供や療育、相談など、家族を含む総合的な支援体制の充実を図っていきます。

自閉症や発達障害があると考えられる場合は、家庭児童相談室実施の「くまさん教室」でフォローし、さらに必要に応じて「つくし園」「めばえ園」の療育へとつなげていきます。巡回相談の実施により、学校から家庭児童相談室の検査へ、そしてその後は適切な支援体制へとつなぐ事例が増加しています

健診や巡回相談などにより発達障害等を早期に発見し、適切に支援できるよう療育体制の充実を図っていきます。

今後も「くまさん教室」の取り組みや巡回相談を充実させていきます。

● 自閉症・発達障害のある児童（者）に対する取り組み（保健福祉課、障害福祉課）

各種健診時における早期発見に努めるとともに、必要な場合には医療機関や専門機関へとつなないでいきます。また、大阪府では、保健・福祉・医療・教育などの関係機関がネットワークの構築を図りながら、自閉症・発達障害の診断や療育を実施する拠点施設の府内展開を図る自閉症・発達障害支援事業を実施してきました。三島地域では高槻市の自閉症児療育センターwillが大阪府から本事業を受託しており、本市からも児童デイサービスの支給決定を受けて通所されています。

平成24年4月に施行される「改正児童福祉法」に基づき、児童発達支援センターの設置及び児童発達支援事業（放課後等デイサービスを含む）の整備に努めます。あわせて、障害児相談支援の効率的な運営を図ります。

（2）学校教育の充実のために

● 特別支援教育の充実（教育政策課）

発達障害を含めて障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進します。支援学級に在籍する児童を中心とした支援教育だけではなく、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの児童・生徒への支援も含めたいわゆる特別支援教育についての理解や取り組みを全小中学校で浸透させていきます。引き続き特別支援教育の体制の充実に努めます。

○ 特別支援教育コーディネーターの養成

学校や巡回相談など、それぞれの特別支援教育体制を整備しサポートするため、引き続き、市全体で、特別支援教育コーディネーターの養成や特別支援教育サポート委員会の開催を推進します。特別支援教育コーディネーターを求めるニーズが高まっていることから、人員の養成に努めます。

各校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を校務分掌に位置付け、学校全体で組織的に取り組めるように支援していきます。

○ 個別の教育支援計画や個別指導計画

支援学級の一人ひとりのニーズに応じた指導目標や内容、方法などを示した「個別指導計画」を作成していきます。さらに、障害のある人のライフステージに沿った一貫した支援を確保していくためには、乳幼児期からの情報が蓄積され、当事者や家族の了解の下に学校やサービス提供事業者等がその情報を把握することが重要であることから、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成に努めます。

○ 教職員の教育技術の向上

教職員教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携等により教職員の障害に対する理解を促進し、関係機関と役割分担しながら的確な支援を行います。

○ 学校・地域・家庭の連携強化

支援学校、家庭児童相談室、教育研究所、障害児療育機関、学校（園）代表などで構成する特別支援教育サポート委員会等の取り組みを生かして、本市における特別支援教育を総合的に推進します。

表 支援教育に係る研修の実施回数

実績					目標
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
2 回	8 回	8 回	9 回	11 回	

資料：摂津市教育政策課

表 保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談の回数

実績					目標
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
30 回	30 回	33 回	66 回	68 回	

資料：摂津市教育政策課

表 大阪府立支援学校との交流・連携の実施回数

実績					目標
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	
2 回	9 回	12 回	16 回	26 回	

資料：摂津市教育政策課

● 教育施設の改善及び設備の充実（教育総務課）

障害のある児童・生徒がより快適で安全な環境の中で教育が受けられるように、スロープ、トイレなど学校施設の改善及び施設の充実に努めます。

平成 23 年度には、摂津小学校においてエレベーターの設置を行いました。各学校においてエレベーターの設置の必要性が高まっていますが、学校耐震化等の課題が山積する中で、財政負担も多額となることから、優先順位を見極めながら整備に努めます。

感染症流行の予防に引き続き努め、教育の場、集団生活の場として望ましい学校園環境を維持し、感染症発生時には関係機関との連携により迅速に対応します。

● 交流教育・福祉教育の充実（教育政策課）

小学校の総合的な学習や中学校の職場体験学習の中で地域の高齢の人や障害のある人とふれあい体験、ボランティア体験などの福祉体験が定着し、広がりが見られるようになってきています。今後は中学校区ごとの9年間を見通した系統性のある交流教育・福祉教育の充実に努めます。

また、支援学校に在籍している児童が居住地の学校と交流し、地域とのつながりが保てるよう取り組みを進めます。交流教育・福祉教育を地域に開かれた学校の取り組みとして保護者や市民に内容の周知を図るなど情報の発信に努めます。

（3）生涯学習教育の充実のために

● 生涯学習の充実（生涯学習課、文化スポーツ課、障害福祉課）

障害のある人が利用しやすい施設の整備に努めるとともに、教材や機材の提供の充実に努め、鑑賞や学習機会の拡充を図ります。

障害のある人の作品展示等の文化活動の機会の提供に努め、市民への周知を図ります。

生涯学習機会の拡充とともに市民、行政が一体となった生涯学習によるまちづくりを進めるために作られた、生涯学習出前講座（市民編・行政編）やせっつ生涯学習大学などを活用して、障害のある人の学習や文化活動を促進するために、指導者の養成や確保に努めます。

また、各種の講座やイベントの実施に当たっては、企画段階から障害のある市民の参加を得ることにより、障害のある市民が参加しやすい事業内容にしていくことに努めます。

施設の老朽化に伴う補修を進めるにあたり、耐震化及びバリアフリー化をあわせて実施します。各公民館では階段や和式トイレでの手すりの設置などを実施していきます。

公民館の活動等、各種の講座やイベントの実施に当たっては、誰もが気軽に楽しく参加できる開催方法や、障害や障害のある人に関する学習を行うような事業内容を検討していきます。

講座開催にあたり、行政機関（各課）との協力体制の連携を図ります。

● 図書サービスの充実（生涯学習課）

視覚障害のある人の録音図書サービスとして平成22年度にはデイジー録音機器を整備しました。音声技術向上のための研修を充実したり、隔月にテープ図書（声のおたより）の作成・発行やテープ雑誌（広報せっつ）の作成、市民図書館に寄せられたリクエスト図書の作成を行うなど、引き続きサービスの向上に努めます。

(4) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実のために

● スポーツ振興事業の推進（文化スポーツ課、障害福祉課）

本市においては、地域住民の交流と親睦を図るため、小学校区ごとの体育祭を実施しており、このような地域を通して障害のある人と地域住民が交流できるように競技メニューを配慮するなど、障害のある人が参加しやすい体制づくりを関係団体等に働きかけていきます。地域住民が主体となって自らのニーズに合わせた運営を行う総合型地域スポーツクラブを設置させ支援していきます。

「風船バレー ボール大会」や「エアロビクス教室」などに加えて、障害のある人のニーズを把握しながら教育委員会とも連携し、「グラウンドゴルフ」等の新しいスポーツ教室や大会の開催に努めます。

北摂七市三町で開催している身体障害者スポーツレクリエーション大会には知的障害のある人も参加していますが、今後、より多くの人が参加できるように働きかけていきます。

また、障害者スポーツ指導員の養成やその活動の場の確保に努めます。

● 文化、芸術、レクリエーション活動の推進（文化スポーツ課、障害福祉課）

「市民福祉まつり」や「輪い輪いまつり」などの障害者団体が中心となった取り組みについて、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援していきます。

また、特に公民館等での創作活動や発表の場の機会の充実を図るなど地域に根付いた取り組みを支援していきます。「市立ひびきはばたき園」の利用者の作品展・音楽鑑賞会（つくっ展と輝けコンサート）を毎年実施しています。

各種教室・講座の開催に当たっては市民ニーズにより対応できるよう多方面から検討するとともに、開催案内等の情報提供はインターネットを利用するなど多様な媒体を活用していきます。

5. 生活支援の充実

【全体像・方針】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、また、施設や病院から地域生活へ移行した人が円滑に地域で暮らせるように、引き続き、必要なサービス基盤とサービスの質の確保に取り組みます。

障害のある人に対するケアマネジメントについて本格的に制度が運用されることから相談支援体制の強化に努めます。

(1) 相談支援機能の充実のために

● 相談支援事業の充実（障害福祉課）

市役所の窓口のほかには、平成24年4月施行の改正「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」に基づいて次のような相談支援体制の充実を図ります。

○ 基幹相談支援センター

三障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターの設置を検討します。設置に当たっては、障害者地域自立支援協議会において、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを検討します。
発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援を検討します。

○ 支給決定プロセスの見直しに伴う計画相談支援の創設

支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直されました。また、これまで重度障害のある人等に限定されていたサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されます。サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することになりました。

「指定特定相談支援事業者」の指定の実施及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

○ 地域移行・地域定着支援

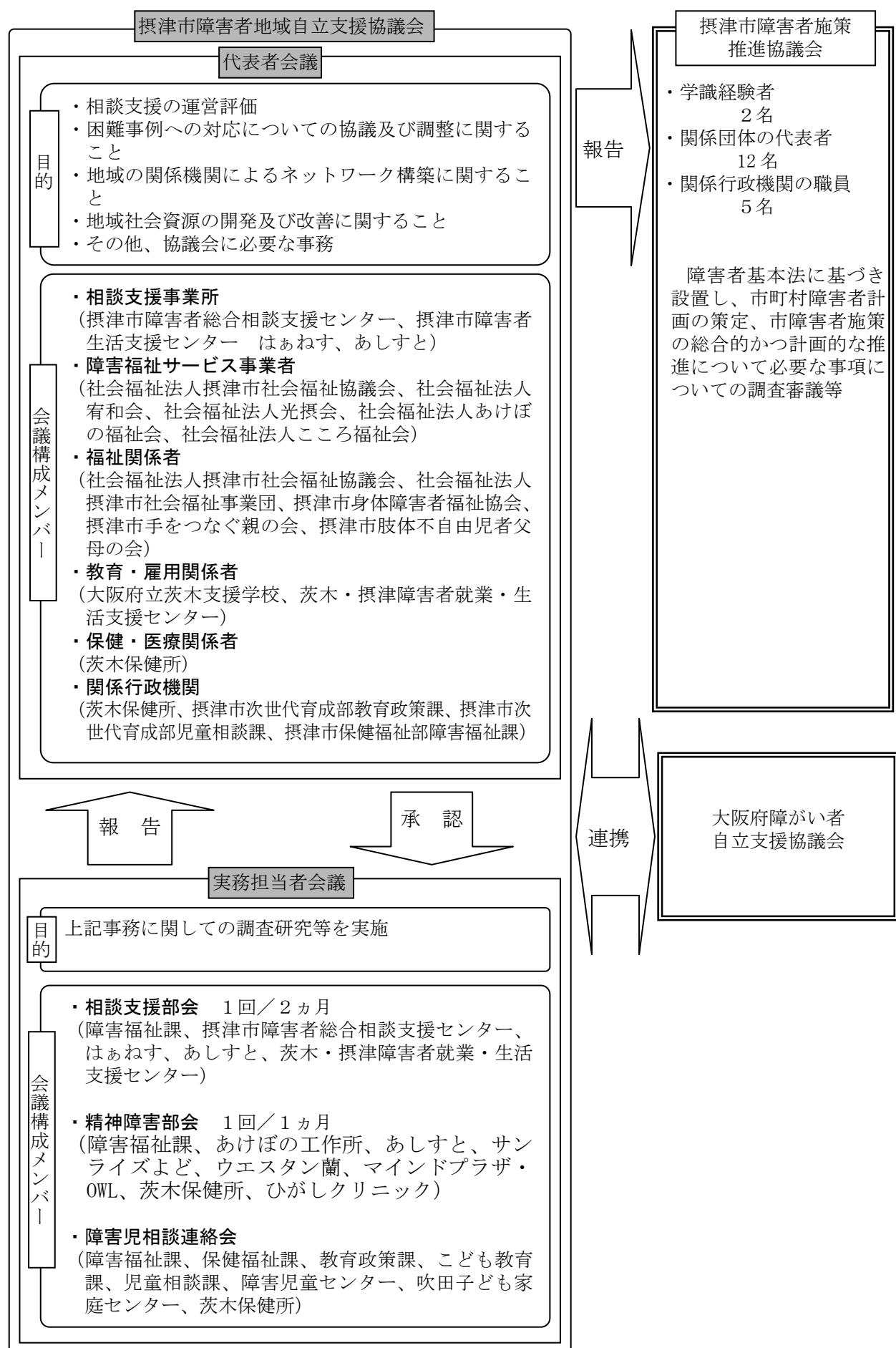
地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活へ移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らしをしている障害のある人等に対して、夜間も含む緊急時の連絡、相談などの支援を行うものです。

府が指定する「指定一般相談支援事業者」の情報を的確に把握し、本市の対象者が円滑にサービスを利用できるように努めます。

障害のある児童の障害福祉サービス等の利用に係る相談支援については 72~73 頁の「(3) 障害のある児童の地域生活の支援のために」を参照。

図 障害者地域自立支援協議会等の構成



● コミュニティーソーシャルワーカー（C S W）等、地域における活動との連携

（高齢介護課、障害福祉課）

コミュニケーションソーシャルワーカー（C S W）と地域包括支援センターはそれぞれの役割を分担しながら、一体的に活動を行っています。

コミュニケーションソーシャルワーカー（C S W）は、高齢者に限らず、制度の狭間や複数の福祉課題を抱える地域住民の課題解決のために個別対応とコーディネートを行っています。障害のある人にとって身近な相談窓口の周知が課題となっており、地域活動の場を利用するなど広報を充実し、周知に努めています。

（2）地域生活の支援策の充実のために

● 訪問系サービスの推進（障害福祉課）

現行の訪問系サービスは「自立支援給付」の「居宅介護」（ホームヘルプ）「重度訪問看護」「同行援護」「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」の5つのサービス類型に分かれています。現状ではニーズに充足するサービス提供基盤が整いつつありますが、増加すると予想される訪問系サービスのニーズに対して、精神障害のある人へのサービスも含め、既存のサービス提供事業所での対応に期待するとともに、三島障害保健福祉圏域での確保や介護保険制度の事業所等への働きかけによって、提供基盤の確保に努めます。

精神障害のある人に対しては見守り支援を含めたサービスが提供できるように留意します。

身体障害の種別や知的障害や精神障害、発達障害のある人、障害のある児童、重度障害のある人などの特性にあわせたケアなど、社会福祉協議会において質の確保に取り組んでいる実態を生かしながら、その他の民間のサービス提供事業所における介護技術の向上をめざして、専門的技術や接し方の習得のための情報提供を行います。

このように、今後も、利用者的心身の状況、介護者などの家庭の環境及びサービスの内容に係る希望など個々のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

● 移動支援の推進（障害福祉課）

外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、移動支援事業によってガイドヘルパーを派遣します。施設入所者の帰省時の利用の実施等、柔軟な対応ができるように検討していきます。

障害のある人が複数で同時に支援を受ける場合や、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへ障害のある人が複数で同時に参加する際の支援などについて、「グループ支援型」の創設を検討します。

本市において平成21年度よりガイドヘルパー養成研修を実施しており、引き続きヘルパーの質の確保策として取り組んでいきます。

● 日中活動系サービスの充実（障害福祉課）

日中活動系サービスとは障害のある人が地域での生活を充実するために昼間に通所施設等で利用するサービスのことと、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、日中一時支援事業、地域活動支援センターなどの種類があります。

希望するすべての人に日中活動系サービスを保障できるように、引き続き日中活動の場の充実に努めます。

既存の通所施設の新体系への移行は完了しており、今後は国等が示す新たな支援策の周知や、新規参入と既存のサービス提供事業所での定員の拡充の推進によって、必要なサービスがバランスよく配分されるよう調整に努めます。

特に、精神障害のある人の居場所の充実や医療的ケア・重度障害のある人への対応などを検討していきます。

また、サービス提供事業所の経営の安定は障害のある人の社会資源の確保にもつながることから、引き続きサービス提供事業者の経営基盤の強化を推し進めが必要となっています。

表 本市の障害者福祉施設の変遷（通所関連の主な施設について）（その1）

（平成23年7月現在）

現在の施設名	現行制度上のサービス (移行年月)	利用可能な 障害種別	変遷		
			開業年	旧法でのサービス・備考	
多機能型事業所 市立ひびきはばたき園	生活介護、就労移行支援、 就労継続支援（B型） (平成22年11月)	知的	昭和58年 4月	「市立ひびき園」（知的障害者通所授産施設）	
			平成元年 4月	「市立はばたき園」（知的障害者通所更生施設）	
市立みきの路	生活介護、日中一時支援、 施設入所支援 (平成22年1月)	知的	平成14年 4月	知的障害者入所更生施設	
市立身体障害者福祉センター	地域活動支援センター (平成21年4月)	身体	昭和59年 4月	身体障害者デイサービス	
セ 摂 ン津 市 障 害 者 総 合 支 援	摂津市障害者総合相談支 援センター（ウィング）	相談支援 (平成18年10月)	身体・知的・ 精神	平成16年 11月	障害者生活支援センターパワー アップ事業
	ぱたぱた	日中一時支援 (平成22年11月)	障害児者	平成22年 11月	なし
	茨木・摂津障害者就業・ 生活支援センター	就業、定着支援や生活支 援の提供	身体・知的・ 精神	平成17年 1月	－
	障害者の店「陽だまり」	障害福祉の啓発活動	身体・知的・ 精神	平成17年 8月	－

次頁につづく

表 本市の障害者福祉施設の変遷（通所関連の主な施設について）（その2）

(平成23年7月現在)

現在の施設名	現行制度上のサービス (移行年月)	利用可能な 障害種別	変遷	
			開業年	旧法でのサービス・備考
市立障害児童センター	児童デイサービス事業所	児童デイサービス (平成18年10月)	障害児	昭和57年 4月 「市立めばえ園」(障害児通園施設) →児童デイサービス事業所 →平成24年4月以降は児童発達支援事業への移行が予定されている。
	市立つくし園	知的障害児通園施設、日中一時支援 (平成18年10月)	障害児	昭和57年 4月 「市立つくし園」(障害児通園施設) →平成24年4月以降は児童発達支援センターへの移行が予定されている。
障害者職業能力開発センター “せっつくすのき”	就労に向けた訓練や新たな就労先の開拓	身体・知的	昭和61年 4月	—
ハッピーワールド	就労継続支援（B型） (平成21年4月)	身体・知的	昭和56年 4月	「摂津ハッピー作業所」知的障害者通所授産施設（小規模）
バクのパン屋さん	就労継続支援（B型） (平成22年11月)	身体・知的	平成22年 11月	なし
摂津交流センターバクの家	生活介護 (平成21年4月)	身体・知的	平成4年 7月	身体障害者通所授産施設（小規模）
			平成10年 4月	「作業所 風と夢」(知的障害者通所授産施設（小規模)) 平成21年10月に「摂津交流センターバクの家」と統合
			平成10年 4月	「ひまわり作業所」(福祉作業所) 平成23年6月付けて廃止（利用者はバクの家の従「バクさんのくつろぎ」(新設)へ)
バクさんのくつろぎ	生活介護 (平成23年7月)	身体・知的	平成23年 7月	なし
作業所あい、第2作業所あい	生活介護 (平成21年4月)	知的	平成2年 3月	知的障害者通所授産施設（小規模）
あけぼの工作所	生活介護 (平成21年4月)	精神	平成元年 4月	精神障害者通所授産施設（小規模）
マインドプラザ・OWL	生活介護 (平成21年4月)	精神	平成12年 4月	福祉作業所（精神）
あしすと	相談支援 (平成21年4月)	精神	平成17年 4月	「地域活動支援センターあしすと」福祉作業所（精神）
摂津障害者生活支援センター はあねす	相談支援 (平成18年10月)	身体	平成17年 4月	国の地域生活支援ステップアップ事業

資料：摂津市障害福祉課

● 短期入所（ショートステイ）の推進（障害福祉課）

短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るように事業者に働きかけていきます。

精神障害のある人や医療的ケアの必要な人に対するサービスの確保を引き続き検討していきます。

● 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実（障害福祉課）

施設に入所している人が地域生活へ移行する場合や、地域で暮らす障害のある人が親元を離れ、自立生活を行う場合などに備えて、地域において様々な居住の場を提供するため、引き続き共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実を図る必要があります。

（福）宥和会が「市立みきの路」の近隣に 10 名定員のケアホームを開設します。グループホーム等の基盤整備にあたって地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。

グループホーム等の事業所運営の課題に対しては、本市では開設・増設の補助金を設定していましたが、平成 23 年 10 月からは国の制度上に家賃に対する助成制度が創設されたことから、補助金制度のあり方について改めて検討を行います。

● 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の活用（障害福祉課）

障害のある人の民間賃貸住宅への入居やグループホーム等の活用の制約については、賃貸住宅経営者や宅地建物取引業者に対して啓発を行うなどその解消に努めます。

相談支援事業者による入居時の支援等について、平成 24 年度より「地域相談支援」として個別給付に移行するのを機に、事業の実施を相談支援事業所に働きかけます。

● 補装具及び日常生活用具等の充実（障害福祉課）

重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具についてニーズに応じて適切な給付等に努めます。

補装具や日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目を追加し制度の充実に努めます。また、大阪府立介護実習・普及センターを活用して福祉用具の情報提供や利用促進を図ります。

(3) 障害のある児童の地域生活の支援のために

新● 障害のある児童の障害福祉サービス等の利用に係る相談支援の充実（障害福祉課）

「児童福祉法」の中で対応することとなった障害のある児童のサービス利用に関する相談支援について「摂津市障害者総合支援センター」で実施します。

障害のある児童のライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要があることから、障害児相談支援について「指定特定相談支援事業者」と「指定障害児相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者がサービス利用のための相談を一体的に実施することが望ましいと考えています。

なお、障害のある児童の入所サービスについては児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成の対象外となっています。

● 障害のある児童の放課後・長期休暇に対応する施策の充実のために

学童保育を受けられなくなる4年生以降の放課後や夏休みなどの長期休暇時については、学童保育の他にも様々なサービスを活用して対応していきます。

○ 日中一時支援事業（障害福祉課）

「市立みきの路」と「摂津市障害者総合支援センター」の「ぱたぱた」において、知的障害のある人と障害のある児童（「市立みきの路」は中学生以上）を対象に日中一時支援を実施しています。児童の長期休暇の支援のために事業者の拡大を進めており、引き続き日中一時支援が実施できる施設を検討していきます。

○ 学童保育室、放課後子ども教室などの充実（子育て支援課、こども教育課）

学童保育室では障害のある児童の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、介護者の就労支援と一時的休息を目的としてサービスを提供しています。サービス利用のニーズは高く、利用が急増していることもあり、受け入れが困難な状況となっています。今後もニーズに応じた受け入れ体制や内容の充実に努めます。

また、放課後子ども教室ではスタッフに対して障害や障害のある児童についての研修会を開催するなど、学校をはじめ関係機関と連携を図りながら、これまで通りできる限りの取り組みを継続します。

新○ 放課後等デイサービス（障害福祉課）

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。放課後等デイサービスの整備により、サービス基盤を整えていきます。障害のある中学生・高校生の見守り支援や居場所づくりとしても検討していきます。

● 宿泊を伴う預かり（短期入所支援）（障害福祉課）

「市立みきの路」において障害のある小学生・中学生を受け入れています。利用者のニーズに即して利用方法や対象者の変更を図り、ニーズに応えられる基盤の整備に努めます。

その他、障害のある児童の地域生活の支援のための障害福祉サービスとして、訪問系サービスや移動支援事業、日常生活用具などの給付等を実施しています。これらの事業の内容は68~71頁の「(2) 地域生活の支援策の充実のために」を参照してください。

新（4）地域生活への移行のために

新しく創設される地域移行支援の相談支援によって、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する一体的なサービスが計画されるように、相談支援事業者を支援します。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくために、退院のさらなる促進をめざす国や大阪府の取り組みに本市としても協力していきます。

（5）サービス提供体制の充実のために

● サービス提供事業者と人材の確保（障害福祉課）

本市においては、市立の福祉施設と社会福祉協議会を中心となって障害のある人への福祉サービス等を提供してきましたが、近年は、訪問系サービスについては民間サービス提供事業者の参入が進んできました。今後も民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保にも努めます。

ホームヘルパー、ガイドヘルパー、グループホーム世話人、障害者ケアマネジメント従事者、ピアカウンセラーなどの養成研修の充実を大阪府に要望するとともに、市としてもガイドヘルパー養成研修を充実したり、事業者に養成研修を積極的に受講するように働きかけたりします。

人材養成に当たっては、専門知識の取得のみならず、障害のある人やその家族からたとえ訴えがなくともわずかなサインを見逃さず、具体的な生活実態の把握から課題を探ってニーズをくみ取り、それに応えることができるよう働きかけていくという専門職としての力量を高めていくことが重要です。特に日中活動の場で常に当事者と接しているサービス提供事業所や職員の力量を高めていくことが大きな課題と思われます。当事者やその家族のニーズを反映した「個別支援計画」の作成やモニタリングなどの徹底により、専門職の力量が高まるように事業者に働きかけるとともに、事業者が研修や技術の向上について積極的に取り組

めるように行政としても支援していきます。

また、手話奉仕員や点訳・朗読活動を行う人材については引き続き講習会の開催等により養成を図ります。視覚・聴覚重複障害のある人を支援する人の養成についても、手話奉仕員を中心に大阪府の研修会等への参加を働きかけます。

● サービスの質の確保（障害福祉課）

市立の各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応していますが、今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取り組んでいきます。

指定事業者・指定施設に対し、常に利用者的人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。

制度やサービス内容の伝達としては「障害者自立支援法」の見直しに伴う新たな制度やサービス内容を市民に周知するため、障害者団体をはじめとする関係機関とも連携して、伝達や開示の方法について検討していきます。このような取り組みにより、情報伝達の機会を増やし、行政、サービス提供事業所や利用者がサービスの評価等についてお互いに意見を交換する仕組みの確立をめざします。

また、障害者地域自立支援協議会やサービス調整会議の機能を利用して、サービスを必要とする人がサービスの存在やその内容を知っているのかどうか、そして、実際のサービスが利用者のニーズに合致しているのか、利用しやすいサービスになっているのかを常に点検していく必要があります。

新● 発達障害のある人等に対する福祉サービス（障害福祉課）

それぞれの障害特性やライフステージに応じた発達支援について、相談機関の整備や日中活動の場の確保などを促します。

新● 医療的ケアを必要とする人への支援の強化【再掲】

58 頁を参照してください。

6. 障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進

【全体像・方針】

障害のある人が「権利の主体」として基本的人権が当然に保障され、自己選択・自己決定による生き方を実現できるように、障害や障害のある人に関する理解を促進し、あわせて「改正障害者基本法」に規定されている「障害のある人への合理的な配慮」について広く市民の中で意識の普及・浸透を図ります。特に、障害の概念が多様化している昨今では、一般的にはまだまだよく知られていない精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病などについて、市民の理解が得られるような配慮が必要です。

また、障害のある人の尊厳を保持するために、障害のある人の人権を侵害する虐待への対応や権利擁護の仕組みの充実を図ります。

(1) 障害や障害のある人についての啓発活動の推進のために

● こころの健康ボランティア講座の推進（障害福祉課）

茨木保健所、社会福祉協議会ボランティアセンターと共に実施している「こころの健康ボランティア講座」などを今後も継続して実施し、障害のある人に対する差別や偏見をなくし、正しい知識の普及啓発に取り組み、共に生きる社会の構築に努めます。

また、地域においてグループホーム等の設置に際し地域住民の理解が進むよう、グループホーム等を設置する法人等が日常的に地域交流に取り組むよう働きかけます。

● ふれあいキャンペーン等の推進（障害福祉課）

障害者週間中に取り組んでいるJR千里丘駅や阪急正雀駅、阪急摂津市駅でのふれあいキャンペーンや障害者団体独自の取り組み内容の一層の充実を図ります。「人権を考える市民のつどい」等、人権週間の取り組みともできるだけタイアップして実施できるように努めます。

また、障害者団体が積極的に取り組んでいるイベント等についても支援を行うとともに、9月の「障害者雇用支援月間」等の課題別の啓発にも努めます。

● 市職員等、関係者に対する研修の充実（人事課）

市のすべての業務において人権侵害の防止や解決を図るために、新規採用職員に対する人権連続研修をはじめ、全職員に対して計画的に研修を実施し、人権意識が高く、幅広い視野を持った職員を育成します。

今後も継続して新規採用職員の人権連続研修のテーマの一つとして障害や障害のある人への理解を促進するための研修を実施し、必要に応じて他の階層及び全職員に対して同様の研修を実施していきます。

(2) 交流の促進のために

● 交流の場の創出（障害福祉課）

地域の各種の活動やイベントにおいて障害のある市民が参画できる環境づくりに努めるとともに、障害者団体や施設のイベントなどについて、市民に対する参加の呼びかけを積極的に行うなど、交流の促進を図ります。

地域において市民が相互に交流し、理解を深めることができるように、障害のある市民が自治会行事をはじめスポーツ、レクリエーション、文化活動など多様なコミュニティ活動に参加できるように校区福祉委員会等に協力を呼びかけ、支援体制の整備に努めます。

新● 摂津市障害者総合支援センターでの啓発活動（障害福祉課）

障害のある市民の創造的活動や社会との交流を啓発する場の一つとして「摂津市障害者総合支援センター」内に啓発スペースとして「陽だまり」を再開しました。現状では機関紙や授産製品の展示を行っており、今後は発展的な取り組みを検討し、有効的な活用を図ります。

(3) 地域福祉活動の推進のために

● ボランティアセンターの充実（保健福祉課）

社会福祉協議会と協働して、ボランティア活動に対する周知と理解を図るために、地域活動や行事などの機会を通じてボランティア活動の場づくりを支援するとともに、情報提供や研修会、講演会の開催などに取り組みます。

ボランティアリーダーの育成を図るとともに、ボランティアグループの交流や、知識や技術の向上や相互の連携強化を図っていきます。

また、このようなボランティア活動に関する総合的な機関として社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置されていますが、ボランティアが自由に集うスペース、情報を収集、閲覧できる情報ルームがなく、ボランティア活動に支障をきたしていることから、スペースの確保に努めるとともに、ボランティアセンターの機能充実や運営強化を支援します。

● 小地域ネットワーク活動の推進（保健福祉課）

校区福祉委員会・福祉委員会を中心とした「小地域ネットワーク活動」等の地域住民の参加と協力による地域福祉活動を支援し、交流や見守り、声かけ訪問活動など障害のある人に対する各種の取り組みを支援します。

地域福祉活動の中で障害や障害のある人に対する理解を深めようとする動きが広がるよう、地域での研修や活動を支援していきます。

新（4）障害者虐待の防止のために

新● 障害者虐待防止センターの設置等、市の体制の充実（障害福祉課）

「障害者虐待防止法」の成立によって、虐待発見時の通報義務、家庭や福祉施設への立ち入り調査、対象者の一時保護などが市の責務として規定されており、一時保護のための居室の確保をはじめ、法の施行にあわせた必要な施策を検討します。

また、新たに設置する市障害者虐待防止センターを中心として、障害者地域自立支援協議会を活用するなどにより、虐待防止に向けたシステムの整備を図ります。

新● 施設での虐待の防止と苦情への対応（障害福祉課）

本市では「市立ひびきはばたき園」「市立身体障害者福祉センター」「市立障害児童センター」及び「市立みきの路」をはじめ、障害者（児）福祉施設が多数あります。各施設においては、現在、「苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（施設の外部の市民）を設置し、苦情について対応していますが、今後、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用するように取り組んでいきます。

指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するように大阪府の指導に市の立場からも協力していきます。

(5) 権利擁護施策の推進のために

● 地域福祉権利擁護事業の推進（高齢介護課、障害福祉課）

高齢者の成年後見制度の周知、利用支援については、地域包括支援センターを相談窓口として、介護保険の地域支援事業を活用して、市長申立てや後見人報酬の費用助成を行っています。高齢者虐待の防止と早期発見・対応のための関係機関の連携については、「摂津市高齢者虐待防止ネットワーク」を平成18年度に設立し、平成21年度からひとり暮らし高齢者等の安否確認や認知症高齢者、家族への支援、介護予防事業の推進などの課題への対応も含めた「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク」として再編しました。

ネットワークについては、定期的に連絡会を開催し、情報共有や意見交換を行うことで、ネットワークの強化を図っており、介護施設における権利擁護研修会の実施や組織横断的な認知症支援プロジェクトの立ち上げなどの取り組みに結びついています。

今後、成年後見制度を必要とする人が増加することが見込まれるため、対応のノウハウを積み上げていきます。

また、平成24年10月に施行される「障害者虐待防止法」に基づき、市障害者虐待防止センターの機能を果たすよう体制を整備し、必要な取り組みを行います。

虐待を単に高齢者や障害のある人、児童、女性などの問題として捉えるのではなく、社会の問題として認識し、さらに幅広く対応できるよう、既存のネットワーク間の連携のあり方について検討します。

表 日常生活自立支援の内、障害のある人による利用状況

		平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度
契約件数	知的障害者	0人	9人	10人	10人
	精神障害者	7人	1人	3人	5人
	計	7人	10人	13人	15人
相談件数	知的障害者	11人	9人	16人	5人
	精神障害者	10人	0人	2人	17人
	計	21人	9人	18人	22人

資料：摂津市社会福祉協議会

(6) 障害のある人の参画による施策の推進体制の整備のために

● 計画の進行・管理の取り組みの推進（障害福祉課）

本計画の進行管理については、障害のある人や関係者をはじめとした市民参画によることが重要であることから、当事者や関係団体に対するヒアリング等、毎年度市民参加の下で計画の進捗状況を報告し、点検・評価を行う場を設定するなど体制の整備に努めます。また、障害者施策推進協議会においても同様に計画の進捗状況の点検・評価を行っていきます。

府内においても、福祉を基本に据えた各種施策の立案、推進を図る行政の福祉化を進めます。

さらに、計画の見直しに際しては各種関係団体からの意見を把握するとともに、コミュニケーションを円滑に進めるために市の窓口での手話通訳者等の配置を充実していきます。

資料

1. 計画策定の経緯

日 程		会議の名称等	報告・議事内容等
平成二十三年	6月 7 日 (火) 14:00～15:00	第1回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●実務担当者会議からの報告 ●第2期障害福祉計画の平成22年度実績 ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の中間見直し及び第3期障害福祉計画の策定について
	6月 30 日 (木) 14:00～15:50	第1回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●摂津市地域自立支援協議会からの報告 ●第2期障害福祉計画の進捗状況について ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の中間見直し及び第3期障害福祉計画の策定について
	7月 23 日 (土) ～8月 8 日 (月)	障害者施策に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の意向の把握
	8月 22 日 (月) ～9月 7 日 (水)	障害者関連団体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ●摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業者の意向の把握
	10月 21 日 (金) 14:00～15:30	第2回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所からの平成23年度上半期報告 ●平成23年10月からの各種制度改正について ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の中間見直しおよび第3期障害福祉計画の策定に関する進捗状況について
	10月 27 日 (木) 14:00～15:50	第2回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果について ●団体・事業者ヒアリング結果について ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の後期計画骨子案について ●第3期障害福祉計画骨子案について
	12月 16 日 (金) 14:30～15:10	第3回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の後期計画素案について ●第3期障害福祉計画素案について
	12月 22 日 (木) 14:00～15:30	第3回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の後期計画素案について ●第3期障害福祉計画素案について
平成二十四年	2月 17 日 (金) ～3月 9 日 (金)	パブリックコメントの募集	<ul style="list-style-type: none"> ●市のホームページ、市役所や公共施設等で計画案を公表
	3月 15 日 (木) 14:00～15:30	第4回摂津市障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の後期計画案について ●第3期障害福祉計画案について
	3月 19 日 (月) 14:00～14:30	第4回摂津市障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●障害者施策に関する長期行動計画（第3次）の後期計画案について ●第3期障害福祉計画案について

2. 摂津市障害者施策推進協議会

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和 51 年 6 月 28 日

条例第 19 号

最近改正 平成 24 年 3 月 30 日条例第 15 号

[注] 平成 17 年から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平 17 条例 36・平 24 条例 15・一部改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5 人以内の専門員を置くことができる。

（平 24 条例 15・一部改正）

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（平 17 条例 36・一部改正）

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平 17 条例 36・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 7 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成 17 年 6 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 15 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和 51 年 6 月 28 日

規則第 13 号

[注] 平成 20 年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例（昭和 51 年摂津市条例第 19 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めたときは、専門員又は会議の議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 3 条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(平 20 規則 6・一部改正)

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 16 号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日規則第 6 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

平成 23 年 12 月 1 日現在 (順不同・敬称略)

区分	氏名	団体(役職名)
学識経験者	◎ 小倉 裕二	同志社大学名誉教授
	○ 加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授
関係団体の代表者	山下 弘子	摂津市身体障害者福祉協会
	稻田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	今城 秋子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田中 清	あけぼの福祉会
	梶村 源二	摂津市社会福祉協議会
	岸本 薩子	摂津市人権擁護委員
	大浦 元孝	摂津市医師会
	宮尾 洋志	摂津市医師会
	松本 宏士	摂津市歯科医師会
	阪田 雅克	摂津市商工会
関係行政機関の職員	村上 弘二	摂津市人権協会
	林 夏生	ダイキン工業労働組合淀川支部
	木村 百合	吹田子ども家庭センター所長
	谷口 隆	茨木保健所所長
	角倉 潤	茨木公共職業安定所長
	前馬 晋策	摂津市教育委員会次世代育成部次長 兼教育センター所長
	福永 富美子	摂津市保健福祉部長

* 区分欄の◎は会長、○は会長職務代理者

3. 摂津市障害者地域自立支援協議会

○ 摂津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 摂津市障害者地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第58号。）第2条第1号に規定する相談支援事業を中立かつ公平に実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たすため、摂津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他協議会に必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議において必要があると認めるとときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 協議会は、必要に応じ第2条各号に掲げる事務に関し調査、研究等を行うため、実務担当者会議を開催する。

- 2 実務担当者会議は、別表に掲げる団体等の実務担当者をもって構成する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

○ 摂津市障害者地域自立支援協議会委員名簿

平成 23 年 12 月 1 日現在 (順不同・敬称略)

区分	氏名	団体(役職名)
指定相談支援事業所	石井 寛人	摂津市障害者総合相談支援センター
	佐伯 理枝	
	勝本 彰	摂津障害者生活支援センター はあねす
	田中 清	あしすと
障害福祉サービス事業者	武森 喜美子	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	山本 善造	社会福祉法人宥和会
	田村 信夫	社会福祉法人光摂会
	阪口 幸子	社会福祉法人あけぼの福祉会
	池田 和郎	社会福祉法人こころ福祉会
福祉関係者	中谷 久夫	社会福祉法人摂津市社会福祉協議会
	奥村 良夫	社会福祉法人摂津市社会福祉事業団
	山下 弘子	摂津市身体障害者福祉協会
	稻田 通子	摂津市手をつなぐ親の会
	今城 秋子	摂津市肢体不自由児者父母の会
教育・雇用関係者	石橋 洋子	大阪府立茨木支援学校
	大野 孝浩	障害者就業・生活支援センター
保健・医療関係者	島田 秀和	大阪府茨木保健所
関係行政機関	若狭 孝太郎	摂津市次世代育成部教育政策課
	北橋 ひとみ	摂津市次世代育成部児童相談課
	吉田 量治	摂津市保健福祉部障害福祉課

4. 障害者関連団体ヒアリング調査の結果概要

● 調査対象

摂津市内の障害者の当事者団体及び関連団体、事業者等

● 調査方法

郵送によって調査票を配付後、面談によるヒアリング調査を実施しました。

● ヒアリング調査期間

平成 23 年 8 月 22 日（月）～平成 23 年 9 月 7 日（水）

● 回収結果

11 団体中 10 団体から回答がありました。

● 集計方法

回答者が一つの問に対して複数の記述を回答している場合は複数回答の扱いとしてカテゴリ別に分類しました。

（1）障害のある人の権利を守るための支援、障害に対する理解を促進するための支援

分類	回答数
障害や障害のある人に対する理解の促進	3
消費生活の問題、詐欺等について	1
各施設における利用者の人権の尊重	1

（2）障害のある児童に対する支援と療育・教育について

分類	回答数
放課後や長期休暇時の支援の必要性	8
障害のある児童に対する相談支援	6
ライフステージごとの支援の経過が伝わる媒体や一貫した支援の必要性	3
子どもたちが余暇を過ごせる場所の確保	1
その他	1

（3）相談支援体制について

分類	回答数
相談支援の充実の必要性	4
相談支援の認知度を高める。	3
各事業所との連携の強化（相談支援事業から他のサービスにつなげる際に相談支援員の中立性が懐疑的ではないか。）	2
サービス利用計画等の公平性について	1

(4) 社会参加について

① 雇用・就労

分類	回答数
就労訓練や就労につなげる具体的な取り組みの必要性	2
就労先や支援内容の情報提供について	2
会社や職場における障害のある人への理解促進	1
具体的な雇用枠の確保	1

② 生涯学習

分類	回答数
団体の活動に対する行政の支援	5
社会参加に関する団体ごとの役割の分担や交流、連携が必要	2
様々な活動に参加するための移動手段の確保の問題	2
各種団体の会員数の増加のために	1
その他	1

③ 生活環境（道路・交通・住宅・防災）

分類	回答数
福祉避難所の問題	3
市内循環バスの利便性の向上	2
緊急情報の提供について	1
地域における避難誘導、安否確認のあり方について	1
道路や駅のバリアフリー化	1

(5) 保健・医療

分類	回答数
療養型の病床や医療的ケアへの対応について	4
発達障害、高次脳機能障害、重複障害などへの対応について	1
小児科の医療の充実	1

(6) 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用と今後の希望について

① 訪問系サービス

分類	回答数
ヘルパーの不足、人材と事業所の確保	4
障害特性に対応できるヘルパーや職員の育成とその必要性	2

② 短期入所（ショートステイ）

分類	回答数
医療的ケアの必要な人に対応できる施設が必要ではないか。	2
床数の確保	2
「みきの路」での新設の短期入所を評価	1

③ 日中活動系サービス・通所施設

分類	回答数
ニーズの高さと事業所の移行の選択先として就労移行支援ではなく就労継続支援（B型）が見受けられる。	2
短期入所と日中一時支援の枠の確保	1
日中一時支援の土日の利用の希望	1
支援学校の卒業生を就労継続支援（B型）で受け入れることについて	1
送迎の問題	1
リハビリができるような日中活動の場の充実	1

④ 居住系サービス

分類	回答数
グループホーム等の拡充と地域で暮らし続ける住まいとしての位置づけの強化	4
高齢期の障害者向けの入所施設が必要ではないか。	1
体験利用の受け入れ先の確保	1
重度障害のある人等の受け入れ先の確保	1
その他	2

⑤ 移動支援事業

分類	回答数
男性ヘルパーの確保、研修の充実が必要（特定のガイドヘルパーに対応してもらうしかない状況がある。）	4
長期休暇時のヘルパーの確保	1
市内に遊べる場所が少ない。	1
その他	1

⑥ その他の地域生活支援事業

分類	回答数
サービスを評価	1

⑦ 全体について

分類	回答数
事業所運営の採算性の確保	4
住み慣れた地域での生活を継続していくために	1
事業所における職員の資質の向上	1
職員の確保	1
65歳以上の人の介護保険と障害福祉の問題	1

(7) その他、自由記述

分類	回答数
総合的な施設の必要性について	1
制度の周知について	1
計画策定について	1
学校教育について	1

5. 障害者施策に関するアンケート調査の結果概要

● 調査対象

平成 23 年 7 月 1 日現在、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方と自立支援医療の利用者、障害福祉サービス受給者などの中から無作為抽出の方法で選びました。

● 調査方法

郵送法。18 歳未満（障害のある児童）と 18 歳以上で調査票の内容を分けて配布。

● 調査期間

平成 23 年 7 月 23 日（土）～平成 23 年 8 月 8 日（月）

● 回収結果

配布数は 18 歳未満（障害のある児童）では 184 件、18 歳以上では 1,816 件で合計すると 2,000 件です。有効回収票数は 18 歳未満（障害のある児童）では 78 件（42.4%）、18 歳以上では 767 件（42.2%）で、合計が 845 件（42.3%）です。

分野	調査結果の概要
(1) 現在の生活と 日常生活の介 助について	<ul style="list-style-type: none">● 主な介助者が困っていること（複数回答） 18 歳以上の人在介助している方では「将来、本人が一人になった時に不安」（72.6%）が最も多く、次いで、「精神的負担が大きい」（47.9%）、「本人の言動や行動」（42.5%）となっています。
(2) 日中活動、外 出、バリアフ リーなどにつ いて	<ul style="list-style-type: none">● 外出時に困ること（複数回答） 身体障害者手帳所持者では「特に困っていることはない」（33.9%）が最も多く、次いで「道路や駅の周辺に段差があり、移動しにくい」（30.9%）、「障害者用駐車スペースを障害がないと思われる人が利用している」（21.2%）となっています。療育手帳所持者では「切符を買う時や道をたずねる時などにコミュニケーションをとりにくい」（28.0%）が最も多く、次いで「特に困っていることはない」（24.5%）、「手助けを求めるための声を気軽にかけられない」（23.1%）となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「特に困っていることはない」（41.7%）が最も多く、次いで「他人の目や言動が気になって出かける気になれない」（24.4%）、「その他に困っていることがある」（15.0%）となっています。● 今後やってみたいこと（複数回答） 身体障害者手帳所持者では「家で過ごしたい」（29.8%）が最も多く、次いで「買い物や映画に行くなど趣味やレクリエーション活動をしたい」（27.9%）、「働きたい」（27.7%）となっています。療育手帳所持者では「買い物や映画に行くなど趣味やレクリエーション活動をしたい」（34.3%）が最も多く、次いで「友だち・仲間との交流や仲間づくりがしたい」（32.9%）、「働きたい」（29.4%）となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「働きたい」（48.8%）が最も多く、次いで「家で過ごしたい」（41.7%）、「友だち・仲間との交流や仲間づくりがしたい」（36.2%）となっています。
(3) 学校生活等に ついて	<ul style="list-style-type: none">● 進学・進級時の不安（複数回答） 18 歳未満（障害のある児童）の人では「今までの療育・教育内容を引き継いでもらえるか」（44.4%）が最も多く、次いで「新しい先生と上手くやつていいけるか」「放課後などの居場所」（いずれも 42.9%）となっています。

(4) 仕事と収入について	<p>● 今後の就労意向 18歳以上の人の就労状況別にみると、「会社や団体の正規の職員」「パート、アルバイト、臨時雇い」「自営業」「家業の手伝い、内職、在宅就労など」「旧授産施設・旧作業所など」および「仕事をしていない」では、現在と同じような就労形態や状態を維持したいという回答が最も多くなっています。「パート、アルバイト、臨時雇い」では「会社や団体の正規の職員として働きたい（続けたい）」（24.7%）が2割強を占めています。また、「仕事をしていない」方の内 36.0%がなんらかの一般的な形態で働きたいと回答しています。さらに、「旧授産施設や旧作業所など」に通っている人のうち、20.6%が一般的な形態で働きたいと回答しています。</p>
(5) 医療、保健について	<p>● 医療機関等を利用する際に困っていること（複数回答） 身体障害者手帳所持者では「特に困っていることはない」（41.8%）が最も多く、次いで「あなたが入院したとき、家族だけでは介護が困難である」（15.5%）、「医療費が高い」（12.9%）となっています。 療育手帳所持者では「障害特性に合わせて安心して利用できる医療機関が少ない」（29.4%）が最も多く、次いで「特に困っていることはない」（26.6%）、「あなたが入院したとき、家族だけでは介護が困難である」（23.8%）となっています。 精神障害者保健福祉手帳所持者では「精神科を利用することに周りの偏見がある」（34.6%）が最も多く、次いで「特に困っていることはない」（26.8%）、「あなたが入院したとき、家族だけでは介護が困難である」（25.2%）となっています。</p>
(6) 災害時緊急対応について	<p>災害時に自力で避難できない人は療育手帳所持者では 57.3%、身体障害者手帳所持者では 37.4%、精神障害者手帳所持者では 22.8%となっています。また自力で避難できない人の内、家族などの介助者の助けがあっても避難ができない人は身体障害者手帳所持者では 43.8%、精神障害者手帳所持者では 41.4%、療育手帳所持者 35.4%となっています。さらに、近所に避難を助けてくれそうな人がいないと回答した人は 18歳以上の人では 54.3%、18歳未満（障害のある児童）の人では 47.3%となっており、また一人では避難できないことを 18歳以上の 68.3%、18歳未満（障害のある児童）の 76.4%の人が「知ってほしい」と回答しています。</p>
(7) 地域との関わりについて	<p>● 障害のある人が地域の活動や行事に参加しにくい理由（複数回答） 18歳以上の人では「どんな活動や行事が行われているのかよくわからない」（32.7%）が最も多く、次いで「特になくない」（27.6%）、「一緒に参加する仲間がない」（22.7%）となっています。</p>
(8) 人権尊重について	<p>● 障害のある人に対する市民の理解は深まったか 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「ある程度深まったと思う」（33.9%、36.4%）が最も多く、次いで「あまり深まったとは思わない」（29.1%、26.6%）となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「深まったとは思わない」（38.6%）が最も多く、次いで「あまり深まったとは思わない」（24.4%）となっています。18歳未満（障害のある児童）の人では「あまり深まったとは思わない」（47.4%）が最も多く、次いで「ある程度深まったと思う」（28.2%）となっています。</p>
(9) 相談支援、情報提供について	<p>● 必要としている情報（複数回答） 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者とともに「必要に応じて相談ができる様々な窓口のこと」（36.5%、29.4%、46.5%）が最も多くなっています。次いで身体障害者手帳所持者では「障害福祉サービス利用手続きや利用方法のこと」（30.9%）、「障害福祉サービスを提供する事業所のこと」（23.8%）となっています。療育手帳所持者では「障害福祉サービスを提供する事</p>

	業所のこと」「障害福祉サービス利用手続きや利用方法のこと」(いずれも 25.9%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「障害者自立支援法など福祉に関する法律や制度のこと」(40.9%)、次いで「障害のある人の就労支援や職業紹介のこと」(37.0%) となっています。
(10) 障害福祉サービス等について	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス等の利用の変化 (2・3年間) <p>18歳以上の人では、利用できる福祉サービスの種類、量（時間・回答）、質、サービスの利用しやすさ、わかりやすさ、経済的負担それぞれすべての項目において「変わらない」が最も多く、また増減や良くなつたか悪くなつたかの別では経済的負担以外のすべての項目において「増えた」あるいは「良くなつた」という項目が「減った」あるいは「悪くなつた」という項目を上回り、一定の評価がなされています。</p>
(11) 障害のある児童のご家族の回答	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害がわかった時期の不安・悩み (複数回答) <p>「成長段階に応じて、適切かつ継続的に支援を受けられるかわからなかつた」(47.4%) が最も多く、次いで「障害のことや療育について相談できる医療機関がわからなかつた」(43.6%)、「障害のことや療育について相談できる相談窓口がわからなかつた」(42.3%) となっています。</p> ● 必要としている情報 (複数回答) <p>「必要に応じて相談ができる様々な窓口のこと」「障害のある人の就労支援や職業紹介のこと」(いずれも 59.0%) が最も多く、次いで「障害者自立支援法など福祉に関する法律や制度のこと」(47.4%) となっています。</p>
(12) 施策全般について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後充実してほしい施策 (複数回答) <p>身体障害者手帳所持者では「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」(34.6%) が最も多く、次いで「保健・医療体制を充実する」(32.8%)、「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」(30.9%) となっています。</p> <p>療育手帳所持者では「親亡き後の障害のある人の権利を守る仕組みを充実する」(58.7%) が最も多く、次いで「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」「外出の際付き添ってくれるサービスを充実する」(いずれも 24.5%) となっています。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者では「親亡き後の障害のある人の権利を守る仕組みを充実する」(42.5%) が最も多く、次いで「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」(41.7%)、「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」(38.6%) となっています。</p> <p>18歳未満(障害のある児童)の人では「親亡き後の障害のある人の権利を守る仕組みを充実する」(71.8%) が最も多く、次いで「就労の訓練や体験の場を確保する」(47.4%)、「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」(44.9%) となっています。</p>

**摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）
後期計画**

平成 24（2012）年 3月

発行 摂津市保健福祉部障害福祉課
大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号
TEL 06-6383-1111 (大代表)
072-638-0007 (代表)
FAX 06-6383-9031

裏表紙イラスト：摂津市マスコットキャラクター「セッピイ」



本冊子は再生紙を使用しています。